

平成28年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 5 号）

日 時 平成28年 9 月30日 午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

（日程追加）

- 日程第 1 議案第54号の撤回について
- 日程第 2 議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について
- 議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第55号 市道路線の認定について
- 議案第56号 平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について
- 議案第57号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
- 議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第63号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
- 議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 認定第 1 号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定について
- 陳情第 9 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情

陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情

陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市  
町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情

(日程追加)

日程第3 議案第66号 高浜市住民投票条例の一部改正について

(日程追加)

日程第4 意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び  
拡充を求める意見書

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	13番	北川広人
14番	鈴木勝彦	15番	小嶋克文
16番	小野田由紀子		

欠席議員

12番 内藤とし子

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	神谷坂敏
教	育長	都築公人
企	画部長	神谷美百合
総合政策	グループリーダー	野口恒夫
人事	グループリーダー	杉浦崇臣
総	務部長	内田徹
行政	グループリーダー	山本時雄
財務	グループリーダー	岡島正明

市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	長谷川宜史
学校経営グループリーダー	内藤克己
監査委員事務局長	杉浦義人
代表監査委員	加藤仁康

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
主査	内藤修平

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほど、お願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は15名であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、9月23日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る9月23日に、委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

初めに、当局より議案第54号の撤回について説明を受け、その後、その取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、質疑、採決することに決定いたしました。

次に、議員提案のありました議案第66号 高浜市住民投票条例の一部改正について、提案者から説明を受け、その後、その取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

最後に、意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

以上が議会運営委員会の報告であります。皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、議案第54号の撤回、議案第66号及び意見案第3号を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定をいたしました。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦敏和） 日程第1 議案第54号の撤回についてを議題といたします。

議案第54号の撤回の理由について説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） おはようございます。

それでは、議案第54号の撤回について御説明申し上げます。

本件は、現在、新たな工業用地の拡大を進めております豊田町三丁目地内の区域に対する都市計画の決定に基づき、新たな地区整備計画区域に建築物の制限を設けることにより、内陸部の工業地として適正な土地利用を図り、周辺環境に配慮した良好な工業地の形成を目指して、建築物の立地規制を図るための一部の改正でございます。

この建築物の制限等の実効性を確保するために、地方自治法の規定に基づき、罰則規定を設けております。この罰則規定を設ける場合には、条例内容について地方検察庁と協議を行っておりますが、本件に関する協議を進める中で、既存の罰則規定についてその解釈に疑義が生じ、引き続き地方検察庁と協議を行う必要となったため、議案の撤回をお願いいたすものでございます。

なお、今後は、このような罰則規定を含む条例の一部改正では、検察庁との協議をしっかりと行い、このようなことが発生しないよう事務の執行を行ってまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦敏和） ただいまの説明に対する質疑を許します。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） おはようございます。

すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、既存の規定の条文のどこら辺に不備があったのかということと、今までそれが存在していたわけですけども、そこら辺の部分のちょっと何か見落としみたいなものというんですか、何かそういうものがあるのかないのか。それからまたあと、少しでも早く企業誘致も進めていただきたいというのもありますので、またこういった議案が上がってくると思うんですけども、再び上程されるのか、いつぐらいになるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） まず、1点目の疑義の生じた既存の中身ということでございますが、総務建設委員会でも少しお話をしておりますが、まず1点目の疑義と申しますのが、今の既存の罰則規定のところではいわゆる建築物の用途制限に対する規制、それと建築物の敷地面積の最低限度の規制というのがそれぞれございますが、そこにそれぞれ罰則規定を設けておるわけでございますが、この対象者が建築主またはその建物を設計した者と、そういうようなところが非常に曖昧であるというようなことでございます。

それと、もう1点目が、いわゆる建物を建築した後において、当該建築物の敷地を分割したということで、その後のそれに対する所有者だとか、管理者または占有者に対する罰則規定というのを設けてございますが、この表現の中で「敷地を分割」というふうに条文ではなっておりますが、この「分割」という部分が、この文言が権利状態をあらわすものであり、いわゆる分割というのはあるものを分け合うというようなことで、その部分について条文中では「分割」という言葉じゃなくて、「敷地の減少」というようなことではないかというようなことで、そういったそれぞれ見解が出ておりますので、これに対して協議を進めていきたいというふうに思っております、そういったことで取り下げさせていただいたということでございます。

それから、今までにどうだったのかということで、実は私どもも非常に反省をしないといかん

ですけれども、今回、罰則規定1項を追加しておりますが、それまでの部分については本当に中身等気づいていなかったと。他市の条例でも、この「分割」という言葉は今でも使われておる既存条例がございますので、そういったことから気づいていなかったというのが事実でございます。

それから、最後、3点目の今後の予定という御質問でございますが、御心配いただいたように、豊田町に影響があつてはいかんとということで、私どももこれがきちんと整いましたら、次回の定例会のほうには再度提案をしていきたいという予定であります。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

検察協議があるよということだったんですけれども、過去のものに関しても地方検察庁という相談とか、確認をした中でこういうふうになっていたという解釈でいいわけですか。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） やはり改正文だけを送るということじゃなくて、その改正に至った背景でございますとか、今回の場合で申しますと、新たに豊田町に地区計画を設定するという都市計画の手続を経て条文を整備するというところでございますので、そういった中身の中で既存の条文も全てお渡しをして、その中身を審査いただくということになりますので、その中でこうしたものが発覚したということでございます。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 今、当初から検察側に条例を全て提出していたということですが、本議案を本会議に上程する前に、検察側に条例を議会に提出してもよいか最終確認をしなかったのかどうか、そこら辺を教えてください。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 少し経過を申し上げますと、実は一番初めにこの内容を向こうにお伝えしているのは7月の下旬でございますが、その中で私ども先方に連絡をしてメールでやりとりをするというような形で、資料についても要求があったものを出しておるんですが、その後、そこに対する細かな疑義だとか、そういうものはなかったものですから、それで私のほうも、そういう回答がないという状態の中で大丈夫だろうというようなことを安易に少し判断してしまつたという部分があるのは事実でございます。その中で、当然、法務審査、それから部長会のほうの審査、そういったものを経て議会に上程ということに至っております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） やはりだろうでこの本会議という場に提出するのは、ちょっとよくなか

ったんだろうと思います。なので、組織内部のチェック体制の改善や責任の所在を明らかにして、二度とこのようなことがないようにしていただきたい。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 1点確認させていただきたいんですけども、こういう作業をするときは、どういう手順でどういうことを確認していかないといけないというのが、当然、出てくると思うんですけども、そういうものは事前につくられているのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 基本的には、一部改正という部分でございますが、それは、当然、担当課担当グループのほうで、きちんとこういう内容をこういうふうに変更するんだということで、今回の場合で申し上げますと、当然ながら県の建築指導課、都市計画の関連もございまして、そういった部分で、当然、専門のところと相談をしながら進めてきておったのは事実でございますので、その中で条文を整理して条例の一部改正をするということで行政グループのほうに法務審査を依頼したということで、どの時点で気づくべきかというのは、今後、一度検証していくべきだと思いますが、何しろ我々も新しい改正の部分に非常に目がいっておったというのは事実でございますので、今後、そういうことのないようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

基本的に作業するにしてもそうなんですけれども、作業者というのは新人が入ってくるとどういいう作業をするかわからない。ベテランの方がそういう点検、チェック、どういう工程でどういいうことを実施するというを確認しながら、作業がうまく完了するということをやられると思うんですけども、えてして、やっぱり忙しいと、どうしてもそういうところが手抜きになってしまう。だから、全体の工程を見て、どのタイミングまでにどういいうことを実施しないと、これがそのタイミングに出せないということが出てまいりますので、そういう日程管理とか、そういうこともきちっとされているのかどうかということをちょっと確認したいんですけども。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 日程管理というか、次の議会に上程をするというのは、当然、その議案の最終上程の時期というのもわかっておりますので、それをフィードバックしてそれぞれ作業に当たっておるわけでございますが、今回の場合は検察との協議が、先ほども言いましたように、我々の少し過信があって、きちんと時間を十分にとれなかったという部分は反省材料だと思っておりますので、そういったことを、今後、条文の中身、それから関連する事項等について

もしっかりと時間軸の管理を持って作業に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

今回の件に限らず、やはり作業を進めるに当たって、特に今回の例なんかでいくと、条文のほうとにかく目がいきがちだと思うんですけども、やはり結果を出すというのが目的になりますので、全体の中でどの作業者がいつまで、誰が何をする、このところをやっぱり明確にしながら作業を進めていただかないと、こういうことが出てくるような結果になるのかなと思いますので、今回の都市政策部さんだけに限らず、ほかの部署でも同じようなことが起こるんじゃないかなということを危惧しますので、そういう面では、仕事をきちんと全体を見ながら進めるということを実際にやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今回、撤回に至ったということにつきましては、真摯におわびを申し上げたいと思います。

先ほど部長のほうから説明がありました「分割」ではなくて、「減少」なのかといったところは、ちょっと職員がいろいろ考えてもやはり難しかったんだろうと思います。現条例については、一度検察庁のほうとは協議をした内容でございますので、今後、このようなことがないようにしたいと思いますが、この件については検察庁のほうも担当もかわりますので、その辺のところは御理解をいただきたいなというように思います。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦敏和） ほかに質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第54号の撤回について、高浜市議会会議規則第18条第1項の規定により、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号の撤回について承認することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦敏和） 日程第2 常任委員会、公共施設あり方検討特別委員会及び決算特別委員会の付託案件を議題として、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、柳沢英希議員。

〔総務建設委員長 柳沢英希 登壇〕

○総務建設委員長（柳沢英希） 改めまして、おはようございます。

御指名をいただきましたので、去る9月20日午前10時より、委員全員及び市長を初め関係職員出席のもと開会されました総務建設委員会において、付託された議案10件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告させていただきます。

初めに、議案第54号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてであります。9月16日に、市長から議長宛てに当委員会に付託されておりました議案第54号について撤回の申し出がされ、同日、議長から私、総務建設委員長宛てに議案第54号の撤回の申し出に係る通知がございましたので、当委員会では審査せず、議会最終日に撤回について審議することになり、付託案件でなくなりましたことを御報告を先に申し上げておきます。

まず、議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について、議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第55号 市道路線の認定について、委員より質疑ございませんでした。

議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、市税賦課事業の納税通知書封入等業務委託料20万1,000円と市税等徴収事業の通信運搬費25万円が新規計上されているかの問いに、当局より、これは固定資産税の課税明細書の封入委託業務である。また、通信運搬費については、財産調査票の預金照会用の通信用はがきの購入が当初よりも多くなったためとの答弁。

同委員より、何枚ふえたのかの問いに、当局より、約1割ふえたとの答弁。

同委員より、ふえた要因はの問いに、当局より、更正の請求とか、年度途中で見込みがつかないものであるとの答弁。

議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、委員より質疑ございませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はございませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第51号から議案第53号、議案第55号、議案第58号から議案第61号、議案第64号までの全議案、挙手全員により原案可決されました。

以上が総務建設委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果でございます。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

〔総務建設委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、北川広人議員。

〔福祉文教委員長 北川広人 登壇〕

○福祉文教委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月21日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案3件、陳情4件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第57号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、この条例改正は、いきいき広場に教育委員会とこども未来部を移すことに関連しての条例と思うが、どのような変更があるのかとの問いに、教育委員会とこども未来部がいきいき広場へ移転をするということで、会議・研修室A、Bを廃止させていただき、新たな会議室として会議室A、Bを設置するもの。会議室Aは、旧の社協のヘルパーステーションがあった場所、会議室Bは、旧の労務管理事務所があった場所となるとの答弁でした。

また、委員より、クッキングスタジアムをクッキングスタジオに改めるようになっていることと、多目的ホールの利用はどのようになるのか。また、これまでの会議室のA、Bについて利用はどうだったのかとの問いに、クッキングスタジアムをクッキングスタジオに名称を変更するのは、改正を機会に広さに応じたふさわしい名称にということ、多目的ホールの利用については変更はなく、以前と同様な使い方をしていく。会議・研修室A、Bの利用は、主に行政で行う会議に使われていたとの答弁でした。

また、委員より、会議室等の面積と、教育委員会とこども未来部が移転するが、面積はどう変わるのかとの問いに、旧会議・研修室Aについては69平方メートル、Bについても69平方メートル、またワーキングルームとして利用されているところが71平方メートルとなっている。現在、本庁での面積等については把握していないが、教育委員会とこども未来部がいきいき広場に移転するに当たり、各部局と調整をし、その上で工事の着工をしているとの答弁でした。

次に、議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、介護保険推進費で地域介護福祉空間整備推進交付金として92万7,000円が計上されているが、この内容とその金額の根拠はとの問いに、内容については、いわゆる一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の一つで、介護従事者の介護負担の軽減を図る取り組みとして、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を支援するもの。20万円を超える介護ロボットを導入する場合にその費用を助成するというもので、市内では唯一、社会福祉法人昭徳会の特別養護老人ホーム高浜安立荘が要望し、採択された。金額の根拠については、1事業所当たり92万7,000円の上限額が示され、この額を計上したとの答弁でした。

また、委員より、どのような介護ロボットを導入する予定かとの問いに、今回、導入する介護

ロボットは、介護者の身体的な負担の軽減を図るため、移乗介護が1人で可能となる移乗動作をサポートするものと伺っているとの答弁でした。

また、委員より、老人憩の家等管理運営事業で白アリ防除業務委託料があるが、どこの老人憩の家か。また、ほかの老人憩の家も、結構、築年数がたっているが、そちらは定期的にやられているのか。また、今は問題ないのかとの問いに、対象となっているのは青木町の高浜老人ふれあいの家で、実際に家シロアリが発見され、今回、対応するもの。ほかのところも発見されたら、そこで防除をしていくという考えであるとの答弁でした。

他の委員より、老人保護措置事業で、補助金について県の補助金がいづ採択されたのか。また、合計4年間で2億4,000万円補助とあるが、この補助金額の根拠と、県と市の補助割合と市からの補助に対する限度額はとの問いに、平成28年4月に愛知県の補助金7,250万円が採択をされた。市の補助2億4,000万円の根拠は、養護老人ホームの定員50名に対して高浜市の措置者数21名で、4割程度ということで2億4,000万円とした。限度額については、2億4,000万円が限度で増減はない。

また、委員より、設置に当たり市からアドバイスをしたり、向こうからアドバイスを求められたりすることは何かあったのか。また、完成はいつかとの問いに、建物に関しては相談等はあったが、基本的には昭徳会が進める事業であるので、市からは要望等一切していない。竣工予定は来年の10月となっているとの答弁でした。

他の委員より、養護老人ホームは南側に支援ハウスがあったが、支援ハウスの方たちはどうされたのかとの問いに、もと7名の方が入所されていたが、全て御家族の方、御本人の承諾のもと県営住宅に移られた方や他市のほうに戻られた方もいるとの答弁でした。

他の委員より、文化財保護事業の市誌編さん業務委託料が101万5,000円減額されているが、この内容についてと、市誌編さん委員のメンバーは決まったのかとの問いに、今年度は市誌編さんの準備体制ということで、市誌編さんの基本方針の策定とか、編さん委員会の運営支援といったことを委託している。この額については、入札の結果で減額を計上している。また、市誌編さん委員メンバーは、現在、交渉を進めているとの答弁でした。

また、委員より、いつまでに決定していくのかとの問いに、下半期の早い時期に委員会を立ち上げていく予定をしているとの答弁でした。

次に、議案第63号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、質疑ありませんでした。

次に、陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、委員より、義務教育の成否は、教職員の確保や配置等の資質向上に負うところが非常に大きいものとする。学校現場では、子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、不登校や非行問題を含め、取り巻く環境問題というものは多く抱えていると思

う。そのために、細かく指導していくためには学級規模が小さい35人程度の編制が法制化されることにより、学校教育の教育課題にも対応できると思う。よって、この陳情書には賛成との意見がありました。他の委員からも同趣旨の意見がありました。

また、他の委員より、陳情の趣旨にあるように、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。また、子供たちが全国のどこにいても機会均一に一定水準の教育が受けられることを確保するためには、義務教育費国庫負担制度を堅持することが大事である。よって、本陳情には賛成との意見がありました。

また、他の委員より、日本の教育への公的支出の少なさは世界でも異常なほどで、高学費と劣悪な教育や研究条件が根源となっている。教育予算の抜本的な増額が求められているが、税金の使い方を変え、文教予算を計画的に引き上げて、教育機関への公的支出をOECDの平均並みにすれば、私的負担は大幅に減らせて、教育条件を大きく改善できると思う。よって、この陳情には賛成との意見がありました。

次に、陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、陳情書の内容はいずれも一層の拡充や充実を図ってほしいとのことだが、国も財政危機に陥っているのが現状であり、さらなる拡充、充実には限界があると感じている。しかし、陳情の趣旨は十分理解できるので、趣旨採択という意見がありました。他の委員からも同趣旨の意見がありました。

また、他の委員より、陳情事項に、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充することとあるが、国は公立高校の教育費の無償化政策に伴い、私学助成にも大いに取り組んできた。また、独自の校風または教育理念を求めて私立高校へ通う生徒もいる。公立高校にはない充実した施設、設備が多く私立学校にはある。しかし、その趣旨は理解できますので、趣旨採択との意見がありました。

また、他の委員より、国の私学に対する助成を抜本的に変えなければいけないということが言われていると思う。さきの政権がかわったときにそういう方向が出たが、安倍政権になって3年背を向けているので、そういう面でもこの陳情には賛成との意見がありました。

次に、陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、委員より、私立高校の授業料補助制度は十分であるとは言えないが、実施されている。また、県の財政も大変厳しい中ですので、さらなる助成の拡充施策を実施することは難しいと思う。しかし、私立高校の置かれている厳しい状況も十分理解できるので、趣旨採択という意見がありました。他の委員2名からも同趣旨の意見がありました。

また、他の委員より、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成は、今、随分拡充されてきているが、まだまだ十分ではないし、愛知県としてもお金の使い方を大企業には大変優

遇しているのです、そういう面で改善をしていただきたい。この陳情には賛成との意見がありました。

次に、陳情第12号 私立高校の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、委員より、私立高校の授業料補助事業は、各市町村で実施されている。高浜市においても、近隣市と比較しても十分助成されており、現状のままでもよいと考えるので、この陳情には反対との意見がありました。

他の委員より、本市の私学助成は、所得制限があるものの、県下の市町村と同じようなレベルの補助を行っている。また、国や県の減免制度もあるので、本陳情には反対との意見がありました。他の委員からも同趣旨の意見がありました。

また、他の委員より、高浜は昨年度に68名が助成を受け、総額が104万4,000円です。碧南や知立市と比べてみると、碧南市が約7万2,000人、知立市が7万1,000人の人口ですが、碧南が支給人数が246名、それから総額は292万3,200円、知立市が432件で、総額が511万2,000円です。高浜は支給人数も少なく、総額も少ない。人口比率の面でも、まだまだ授業料助成は広げる必要がある。それから、中身の問題もあると思うので、陳情には賛成との意見がありました。

なお、当委員会では、自由討議を行う議案はございませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第57号、挙手多数により原案可決。

議案第58号、議案第63号は、挙手全員により原案可決。

陳情第9号は、挙手全員により採択。

陳情第10号、陳情第11号は、挙手多数により趣旨採択。

陳情第12号は、挙手少数により不採択。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で委員長報告を終わります。

〔福祉文教委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、次に、公共施設あり方検討特別委員長、杉浦辰夫議員。

〔公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 登壇〕

○公共施設あり方検討特別委員長（杉浦辰夫） 御指名をいただきましたので、公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る9月23日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案1件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果についての御報告と、本年7月13日開催

の第14回の委員会における検討結果について御報告させていただきます。

まず、議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、委員より、市役所本庁舎整備事業、庁用器具費が311万5,000円計上されているが、内容についてとの問いに、フロアを最大限に有効活用するため、壁際に設置する保管庫を高さの高いものとし、書類の保管スペースを確保するための予算計上としたとの答弁。

また、同委員より、現在、使っているものを使う予定はとの問いに、現在、使っている保管庫については、当然、3R——リユース、リデュース、リサイクルによるという形で、基本的には全て庁舎とか、他施設において利用するような形で進めるとの答弁。

ほかの委員より、この9月補正にその収納庫を購入するというので、当初の計画はとの問いに、現在までに整理活動を行っており、新庁舎で保管可能な文書量に近づけるような形で活動を進めていたが、しかしながら、活動を進めていく中で目標に到達できない部分については、今回、壁際のほうに保管庫を新たに購入し保管するため、予算を計上したとの答弁。

また、同委員より、計画では何年何月までに紙文書を廃棄し、電子化が完了するのか。現状はとの問いに、全庁挙げて5分の1に削減するような形で活動のほうを進めている。また、電子化については130メートル強ぐらい進んでおり、凶面のほうについて継続して電子化をしており、文書の電子化については、今年度末をもって完了できるよう進めたいとの答弁。

また、同委員より、勤労青少年ホーム土地測量業務委託料275万5,000円について、これから住民投票が実施される状況で、9月補正予算でプールが関係してくる勤労青少年ホームの予算計上をすることはどういった考えなのかとの問いに、この委託については、勤労青少年ホームの跡地活用、これの事業者募集に向けての準備業務ということで、測量期間も半年程度を時間的に要するというので、ここで上げたとの答弁。

他の委員より、新庁舎・本庁舎整備事業、新しく書庫を入れるということだが、いきいき広場のほうには新しく書庫は入れないか。また、これが書庫としては全体で最後かとの問いに、今回の保管庫の購入によって全ての書類が保管できるかという部分については、まだ少し乖離があり、庁舎移転までには保管できるような形で削減の活動を進めていく。また、新たな予算計上は予定しておらず、いきいき広場のほうについては購入の予定はしていないとの答弁。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第58号については、起立多数により原案可決。

以上が公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。

次に、その他の関係で、委員より、住民投票について9月21日の新聞に載っていたが、中央公民館が利用できるのは11月15日まで、投票日が廃止後の11月20日ということで確定したという話であるが、この投票日決定における選挙管理委員会の事務の流れについての問いに、6月20日の

日に請求代表者証明書を交付し、通常ならば、この日から1カ月間署名収集が行われるわけであるが、参議院議員の通常選挙があり、選挙期日の翌7月11日から8月10日までの1カ月間、署名収集が行われ、請求代表者は署名収集終了日の翌日から5日以内に署名簿を選挙管理委員会に提出をして審査を受けることになり、5日目の8月15日に署名簿が提出をされている。この際、選挙管理委員会の委員長宛てに、中央公民館の取り壊しがなされる前、11月15日までに住民投票が実施できるよう審査の迅速化を行ってくださいというような申し入れ書の提出を受けている。選挙管理委員会としては、20日以内に署名簿の審査を行う必要があり、20日目に当たる9月4日の日に審査を終え、翌9月5日から11日までの7日間、関係人の縦覧に供している。今回、1万5,000件の審査が必要であり、署名簿の審査に20日間を要したことは御理解をいただきたい。ただし、異議の申し立てがあった場合、14日以内にその決定をしなければならぬため、期間中、8件の異議申し立てがあったものの、6日間、すなわち縦覧期間内にその決定を行い、異議の申し立てがなかった場合と同じ縦覧期間の翌日9月12日には署名簿を請求代表者に返付をして、審査の迅速化に努めたところです。また、請求代表者による本請求については、署名簿の返付を受けた9月12日から5日以内に行うこととなっており、最終的には4日目の9月16日に本請求が行われ、条例の規定により、本請求があつて、市長が受理して、選挙管理委員会に通知をした日、これは同じ9月16日で行いましたけれども、その日から60日を経過した最初の日曜日の11月20日になり、この日を投票日として決定をしたとの答弁。

ほかの委員より、現在、住民投票で問題になっている中央公民館の取り壊しについて、当初の計画では高浜小学校建設後の平成32年度に機能移転をする予定になっていたものを、なぜ平成28年度に前倒しをして取り壊すのか、その理由について再度確認をとる問いに、中央公民館の前倒しについては、財政的な制約があつて前倒しをするもので、26年6月に示した公共施設あり方計画（案）では、その巻末のところで長期財政見通しとして平成38年度に基金が枯渇するというこゝとで、歳出のピークが越えられないことから、その後、私どもとしてこれを越えられるように、中央公民館の前倒し以外にも美術館の運営のあり方とか、扶助費、そういったものにメスを入れて、27年2月に計画を再度示したというものであるとの答弁。

他の委員より、住民投票の結果によって一連の公共施設の変更が生じたとしても、市に違約金等が出ないように関連してくる商工会や業者等に対して、その辺の手配や配慮等がなされているのかとの問いに、逆の立場になればわかると思うが、一般の社会通念上、仕事を請ける側に立てば、全く影響がないことはあり得ない。例えば、住民投票の結果を待って全ての事業を凍結したら、そこにおける影響も大きく、その範疇でできる限り影響がないような形で進めようとしているとの答弁。

次に、平成28年7月13日に開催された第14回委員会では、検討テーマとして、1、高浜小学校等整備事業について、①入札説明書及び要求水準書、②落札者決定基準、③基本協定書（案）及

び事業契約書（案）について、当局より説明がありました。

各委員からの質疑は、①入札説明書及び要求水準書については、委員より、もともと公共施設のあり方は、高浜市の資金が枯渇するという話が出発点だと認識しているが、高浜小学校に公民館の機能、IT工房くりっく、いろいろ機能が集約されていくわけであるが、今あるものを全てつくっていったときに対して、どれだけのメリットがあるという形で進んでいるのかとの問いに、複合化の考え方としては、1施設1機能の考え方から、1つの施設で複数の使い方ができるのであれば、それは施設の総量を圧縮することができる。例えば2つの施設があれば、その2つの施設に係る土地の取得から建物の建設、維持管理、さらに建物を解体するまでのライフサイクルコストを比較すると、2つの施設が1つになれば、ライフサイクルコストがほぼ丸々浮くことになる。今回、中央公民館機能を高浜小学校の体育館に移設することになるので、考え方としては、1つ分の施設のライフサイクルコストが浮いてくることから、そういったことに複合化のメリットを捉えているとの答弁。

他の委員より、仮設校舎を建てるかどうか、これは事業者の判断によるのか。ある程度は市の希望に沿えるものなのかとの問いに、事業費の中に仮設の部分を提案されるということであれば、それも事業費の中に含めてという形になるので、民間事業者が採算性等を考える中で提案されると思っている。こちらがこうしてくださいというようなところまでは思っていないとの答弁。

他の委員より、要求水準書の地域性、景観性のところで「なお、三州瓦の使用に当たっては本市と協議すること」と記述されている。この場合、高浜市の立場はどのように捉えた言葉なのかとの問いに、地場産品である三州瓦については、市としてもできる限り使ってほしいと思っており、提案に対して参考になる資料も出していきたいと思っている。中立の立場として、市が全ての参加意向表明者に対して平等に同じような情報提供ができるよう、客観的な立場としての市の協議として規定したとの答弁。

ほかの委員より、想定学級数及び児童数について、学級数が22クラスのうち特別支援学級3クラスを含む児童数が634人と書いてあり、仕様書では教室の数が普通教室18に特別6と24になる。その辺の食い違いと、運動場の広さについて、1周170メートル以上のトラック、100メートルの直走路が可能な面積、野球用バックネットの移動式のを新設すると書いてあるが、何を予定されているのかとの問いに、普通教室は、各学年、現在3クラス、各学年に1部屋、特別活動教室があり、合計6部屋、特別活動室はクラスが増になった場合に対応するために設置したいと考えている。特別支援教室については、普通教室3部屋分を4区画に間仕切りできるような形で想定し、現在、特別支援教室は3クラスあるが、今後、ふえることも想定されるので、最大4クラスまで対応できるよう現在のところ考えている。運動場に関しては、市内小学校の運動場の平均がおよそ170メートルと聞いているので、それ以上になるよう対応していきたい。移動式バックネットについては、ソフトボールとかを運動場でやる場合があるので、学校の教員から移動式の

バックネットがあるとありがたいという声もあり、盛り込んでいるとの答弁。

他の委員より、屋内運動場、メインアリーナのパイプ椅子についての問いに、アリーナの席分自体は700で、ロールバックチェアを使った場合は、ロールバックチェアが300席を考えている。その前にパイプ椅子を400並べて、全体では700席との答弁。

他の委員より、今回、要求水準をつくるに当たって一番気を使ったところ、特に考えた部分、気をつける必要がある部分というのとはどの問いに、小学校にほかの公共施設の機能を複合化させるということで、地域の方の利用がその中に入ってくるため、現場の教職員の先生方もそうであるが、やはり児童の安全というところを最も気にしている。特にセキュリティー面については、今回の整備を進めていく中で重視をしていきたいと考えているとの答弁。

他の委員より、これはモデル事業としての取り組みであると思っている。学校であるし、市民の方々が多く使われる部分ですので、少なくとも落札者が決定され、公表されるときに、何がすぐれているのかということや議会や市民にわかりやすく説明をいただけるかとの問いに、落札者の決定をする際の公表の中には、審査員からどういった点がよかったか、どういったところの工夫がすごくよかったかといったようなところを公表の中にも盛り込む予定であるとの答弁。

②落札者決定基準については、委員より、選定委員会のメンバーについて、建築設計の専門家とか、金目のプロである公認会計士とかの金融、法務等の専門家を加えたかどうかとの問いに、奥野委員についてはPFIを含めて経済が専門である。財務の確認については、毎事業期間中、毎事業年度の財務書類の作成をして、これを公認会計士または監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で市に報告し、財務状況の改善を勧告できるとの答弁。

③基本協定書（案）及び事業契約書（案）については、委員より、事業者というのは、この工事全体を実施する上での発注者になるのか、元請人になるのか、下請人になるのか、あるいは別の立場になるのかとの問いに、SPC——特別目的会社——を設立し、その事業者になるとのこと。

同委員より、いわゆる元請・下請とかという、そういう位置づけではないのかとの問いに、工事自体はSPCから発注されるので、市と事業者とはこういう契約を行い、事業者側で建設工事だとか、SPCを組む構成団体、構成企業、そういったところに発注をしていく。また、維持管理業務についても、そういった業務を発注する形になるとの答弁。

他の委員より、契約内容の中に子供の安全というところの部分は契約内容に盛り込まれるのか、あるいは学校としての対応だとしても、事業者との安全対策をどのように考えているのかとの問いに、建設期間中の安全については、この要求水準の中にしっかり記述している。維持管理期間中の警備についても、機械警備その他について、これは維持管理業務の中で想定しているので、そういった中で子供の安全についても配慮されていると考えるとの答弁。

なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。

以上で公共施設あり方検討特別委員会の委員長報告を終わります。

[公共施設あり方検討特別委員長 杉浦辰夫 降壇]

○議長（杉浦敏和） ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、次に、決算特別委員長、浅岡保夫議員。

[決算特別委員長 浅岡保夫 登壇]

○決算特別委員長（浅岡保夫） 御指名をいただきましたので、決算特別委員会の御報告を申し上げます。

本会議より付託されました案件は、議案第56号並びに認定第1号から認定第8号までです。

委員会は、9月13日から14日までの2日間開催し、1日目は正副委員長の選出を行い、委員長には私、浅岡保夫、副委員長には小嶋克文委員が選出されました。委員会記録の署名委員については、小嶋克文副委員長を指名いたしました。

主要事業の現地調査は、小学校維持管理事業を初め、3件の視察を行い、証憑書類の審査は午後1時より行いました。

2日目は、認定第1号から認定第8号並びに議案第56号の質疑を行い、質疑終了後、採決を行いました。

主な質疑の概要を御報告申し上げます。

認定第1号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入について、委員より、今回の法人市民税の約1億8,000万円近く減額の要因はとの問いに、平成26年度税制改正において、法人市民税の法人税割の税率が12.3%から9.7%に変更になったこと、また、鉄鋼関係の法人税割について、自動車関連の大手3法人が前年度と比較して大きく減収となったためとの答弁でした。

同委員より、ふるさと応援寄附金の増額の理由はとの問いに、増額の理由としては、昨年12月にふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスに新規加入し、ポータルサイトのトップページに掲載されたことにより、1カ月間で224名、917万円の寄附があったとの答弁でした。

同委員より、寄附金の額と個人市民税の影響額の関係、収支はとの問いに、平成27年中の寄附金の額と平成27年度の個人市民税の税額控除の額をキャッシュフローでは、寄附金の額は1,265万2,000円に対して、税額控除の額は244万円、差し引き約1,000万円の黒字との答弁でした。

他の委員より、軽自動車税の増の要因はとの問いに、対前年度323万2,400円の増の要因は、ガソリン価格の高騰とエコカーブームによるのではないかと考えているとの答弁でした。

別の委員より、諸収入の収入未済額275万9,108円の内訳はとの問いに、未済額については、生活保護費の返還に係る未済額との答弁でした。

同委員より、ふるさと応援寄附金の経費とか、商品代金等を差し引いた実収入はとの問いに、

寄附金の額が1,265万2,000円で、ふるさと応援寄附金の事業費として525万3,800円でしたので、差し引き739万8,200円の収益との答弁でした。

歳出について。

1 款議会費、質疑ありませんでした。

2 款総務費について、委員より、市税等徴収事業で、今回、市税の徴収員が3人から1人に減っておりますが、まずこの理由はとの問い、また、西三河地方税滞納整理機構に移管するわけにありますけれども、この移管する基準といったものはどういったものを移管するののかとの問いに対して、市税徴収員の関係であります、いわゆる条例で決まっております非常勤特別職ということになり、このとき減ったのは、実は確保できなかったとの答弁でした。

次に、西三河滞納整理機構への移管の基準でございますが、原則、市県民税、県が徴収することになりますので、市県民税プラス固定資産税という形になります。金額的には50万円以上、かつ、納付誓約を不履行の者であって、財産を有する者という形になります。西三河滞納整理機構は、財産処分を目的とした機構です。財産調査は、私どもの市のほうで行いまして、財産処分の手続に入るといふ、このような基準になっておりますとの答弁でした。

また、委員より、福祉避難所には紙おむつとか、紙パンツとかがあるか。これがよく避難所で生理用品のことが話題になるということで聞かれたとの問いに、福祉避難所に設置している資機材の中には生理用品等が入っていないとのこと。各施設は、優先順位を決めており、その中で基本購入していただくという形になっており、生理用品、女性用の肌着等については、市のほうで備蓄を進めており、現在、保管しているような状況になっているとの答弁でした。

次に、委員より、まちづくり協議会の中で、吉浜と高浜まちづくり協議会の交付額がほかに比べて多いが、その理由はとの問いに、吉浜まちづくり協議会と高浜まちづくり協議会の金額につきましては、吉浜まちづくり協議会について、伝統文化の関係で人形の部分に係るところに力を入れているということであり、そのため、吉浜まちづくり協議会について金額がふえているという状況である。また、高浜まちづくり協議会につきましては、ほかのところと違いまして、夏祭りというようなところがまち協が実際に行っているということでの答弁でありました。

次に、3 款民生費について、委員より、学習支援事業での学年別または学校別の人数はとの問いに、まず昨年度の利用者の実績であります、昨年度は支援が必要な子供36人を事業実施につなげ、その学年等々の内訳を言いますと、中学1年生が9名、2年生が12名、3年生が14名、そのほか高校を中退された方が1名となっている。次に、学習支援の学校別の内訳ということですが、高浜中学校のほう19名、南中学校のほう16名との答弁でした。

別の委員より、避難行動要支援者事業について、避難行動要支援者の名簿提供について、この名簿をどのように活用するのかとの問いに、避難行動要支援者名簿の活用については、災害発生時に町内会、まちづくり協議会、民生委員の地域をよく知ってみえる方が協力して安否確認を行

い、要支援者の安全確保に努めてもらうということが重要だと考えており、このことから名簿の配付時にその重要性を啓発するとともに、平常時からの声かけと、また、防災訓練での活用についてお願いしていきたいとの答弁でした。

同委員より、平成27年度から子ども・子育て支援事業が導入され、その影響で保育園の事業が約1億円増加となっていると思われるが、市の負担としてはどの程度の増額になっているのかとの問いに、歳入といたしましては、保護者に御負担いただく保育料でおおむね2,800万円の増額になっており、国や県の負担金や補助金については4,600万円の増額、その他歳入も含めると、全体で7,900万円余りの増額となっている。歳出につきましては、保育園の事業費として約1億円の増額になっており、主な要因としましては、受け入れ児童数の増加に加え、ひかりこども園が子ども・子育て支援新制度の認定こども園に移行せずに、従来の保育所という形態になりましたことによりまして、保育料が市の歳入になったことによる増額であります。また、民間保育園に対する運営費の支出が、従来の保育単価から公定価格に改められておりまして、地域区分などが変更され、増額となっております。さらに、吉浜さんさん保育園では、平成27年度から3歳児20名の定員を新たに追加したことにより増額となっております。その他ですが、平成26年度には10款の幼児教育費で計上しておりました認定こども園の幼稚園機能部分に係る補助金が、新制度の導入に当たりまして、平成27年度からは3款の保育サービス費で計上しているということもございまして、単純に比較しにくくなっているような状況であるとの答弁でした。

委員より、認知症早期発見事業について、成果という部分について聞きたいということの問いに対して、脳と体の健康チェックは、昨年9月からことしの6月までで10カ月間にわたっていきいき広場で実施しまして、最終的には4,097人の皆さんが受診をされ、受診率は42.2%で、男女別では、男性が43.9%、女性が56.1%となり、年齢別では65歳から69歳の受診者が1,120人と高く、全体の4分の1を占めております。年齢が高くなるにつれて受診率は下がるものの、80代、90代の方も618人の受診があったとの答弁でした。

また、委員より、たかはま夢・未来塾事業で、実質何名の子供たちが学んでいるのか。また、塾生1人当たりの委託料は幾らになるのかとの問いに、まず、塾生の実質的な人数は、27年度につきましては112人ということになっております。この112人で委託料を割り返しますと、約5万4,000円になっているとの答弁でした。

別の委員より、生活困窮者自立支援事業について、新規相談受け付け者数が128名という昨年度の自立支援事業の実績ということで、昨年度の自立支援事業の実績をどのように評価しているかとの問いに、昨年度の成果が新規相談受け付け者は128名であるけれども、厚生労働省が行った調査によりますと、平成27年度の自立相談支援事業、この1カ月当たりの新規相談受け付け件数につきましては、これは全国平均で人口10万人当たり14.7人となっているところではありますが、この数値と比較するために、本市の実績は人口10万人当たりに換算しますと、1カ月当たりの新

規相談受け付け件数は22.8人となりまして、全国平均を大きく上回る成果を上げることができたというふうに評価しているとの答弁でした。

4 款衛生費、質疑ありませんでした。

5 款労働費、質疑ありませんでした。

6 款農林水産業費、質疑ありませんでした。

7 款商工費、企業再投資促進補助金について、愛知県の制度とともに、企業流出防止と雇用の維持、拡大を図るといふ制度であるが、平成26年度の決算額が1,500万円、この平成27年度の決算額が約1億4,000万円ということで増加の要因はとの問いに、平成26年度は1件の企業設備投資に対し補助金を交付し、平成27年度につきましては、3件の企業の工場増設と、あと機械設備の投資に対して補助金を交付し、交付件数の増加及び企業の投資額の増加であるとの答弁でした。

次に、高浜市観光協会への補助金について、高浜市観光協会の補助のあり方はどのようなかとの問いに、観光案内所による売り上げ、または地元企業、地元産業が鬼みちまつりにおいて出店をしておりますので、そちらの売り上げ等をベンチマークとして捉えておるといふ答弁で、そちらの平成27年度の鬼みちまつりの実績で確認をしますと、約1,100万円ほどの売り上げが発生しているとのことで、1,000万円の補助金に対して1,100万円ほどのいわゆる地元へ落ちるお金が出てきている。商工費で観光行政を行う上で、地元の商店等に事業効果として1,000万円以上の補助金以上の効果があらわれていると考えているとの答弁でした。

8 款土木費、治水砂防事業で稗田川の乞殿雨水排水ポンプ場の電気設備修繕工事で、設置してどのくらい経過をしているのか。また、稗田川の乞殿ポンプ施設以外のほかの施設はどのようなかとの問いに、乞殿ポンプ場は平成13年3月に竣工して14年経過した施設で、本工事は、台風時期に合わせた点検により問題を認識し、予防保全として実施したものでございます。また、平成11年に塩田ポンプ場、平成20年には中荒井ポンプ場と向山ポンプ場、平成8年には吉野橋のポンプ場があり、今年度は、そのうち次に古い塩田ポンプ場の修繕工事を11月ぐらいの予定で開始したいと考えており、また、残りの中荒井、向山についても計画的に修繕のほうを進めていきたいとの答弁でした。

ほかの委員より、随意契約の一覧表で、都市整備グループで同じ契約日で同じ工事名、同じ業者、これが130万円以下になれば随意契約できるということであるが、なぜ一括で発注できないのかとの問いに、同一の路線名でその1、その2という小規模修繕の業務は緊急性を要する。すなわち緊急性に基づいて、例えば工事の延長は非常に短いけれども、内容によってはお金が非常にかかるものもありますし、それは住民の方の要望的な部分と、そこをきちんと直さないと機能的に保全が図れない、あるいは回復が図れないため、2本に分けてやっていることがございました。しかし、その執行段階においてきちんと3者の見積もりをとることで、少ない中でもきちっと競争を行っております。随意契約の中では緊急性、不利と認められたときとか、状態によって

は入札に付さないでというようなことができますので、執行していくというふうで今後は改善をしていきたいとの答弁でした。

9款消防費、質疑ありませんでした。

10款教育費、生涯学習推進費、タカハマ！まるごと宝箱事業において、月1回のペースでさまざまなテーマを取り上げて学んで、語り合いの場が行われているようですけれども、27年度の成果についてという問いに、タカハマ！まるごと宝箱事業の27年度の成果は、まず1点目として、取り上げるテーマによって参加者もさまざまありますが、この語り合いを通じて知られざるエピソードが飛び交うことが大変多い。発表者や参加者の方とともに、もっと知りたい、調べてみよう、多くの市民が知っていただけるような発信や活用をしていこう、そのような機運が芽生えて、生涯学習基本構想の目指すところに当たるかと思うとの答弁でした。

また、2点目といたしましては、高浜の魅力、自慢の見える化の一步を踏み出すことができたということで、具体的には名古屋市立大学と連携して、瓦づくりに携わってきた方などのさまざまな記憶を聞き書きするという手法を用いて「たかはまとかわら」との冊子にまとめました。こうした動きを今年度から始まります市誌編さんのほうにも生かしていきたいとの答弁でした。

また、委員より、小学校維持管理事業の小学校の修繕費において、港小学校並びに高浜小学校の外壁修理が実施されたが、数年後に建てかえが予定されている高浜小学校でどのような外壁修理を実施したのかとの問いに、市内の小・中学校の校舎は老朽化が進んでいるということで、平成26年度から全ての小・中学校の校舎等の外壁の目視調査、打診調査及び応急的な処置を実施していて、高浜小学校については、近々建てかえが予定されておりますが、外壁等の剥離、落下によって、児童や教員、利用者が危険な目に遭ってははいけませんので、ほかの学校と同様に目視調査、打診調査及び必要な応急処置をしているとの答弁でした。

委員より、次に吉浜小学校並びに高取小学校の屋内運動場吊り天井の改修工事が実施されているけれども、実施後の学校利用者の方の声はどのような声が聞こえてくるかとの問いに、天井がなくなったということで、開放感が出てきたという声を聞いているとの答弁。また、照明器具をLED化したことで、スイッチを入れればすぐ点灯するし、以前より非常に明るくなったとの声も聞いております。また、高取小学校では、屋内運動場の出入り口が以前は観音開きのドアで、老朽化していたことも重なりまして、先生たちがあけ閉めに非常にこずっているという現状でございましたが、こちらは、ほかの小・中学校と同じようにスライド式のドアにしたため、非常にあけ閉めがしやすくなってありがたいとの声をいただいているとの答弁でした。

委員より、屋内運動場の吊り天井の改修工事で、吊り天井自体は幾らかかっているのかとの問いに、純粋に天井撤去にかかるだけの費用ということでは出てきてはいないが、試算しますと、天井撤去だけで2,000万円かかっているとの答弁でした。

11款災害復旧費、質疑ありませんでした。

12款公債費、質疑ありませんでした。

13款諸支出金、質疑ありませんでした。

14款予備費、質疑ありませんでした。

次に、認定第2号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

委員より、平成27年度決算において、歳入決算総額41億5,542万6,498円、歳出決算総額40億618万186円ということで、実質収支額が1億4,924万6,312円となり、また単年度収支において4,236万6,103円の黒字ということになっているが、この要因はとの問いに、今回、黒字となった要因としては、特に歳入6款の共同事業交付金、こちらが前年比204%の増加となっており、それとあわせて歳出7款の共同事業拠出金、こちらのほうが前年度比164%の増額となっているという形になり、こちらのほうの影響が非常に大きくなっているとの答弁でした。

また、この歳入歳出における共同事業は、愛知県国民健康保険団体連合会、こちらのほうが運営主体となっていて、県内の市町村国保間の保険税の標準化と財政の安定化を図るため、医療費の実績に基づく交付金制度となっており、その交付金制度の財源が県内市町村の過去の医療費実績や被保険者数の割合等に基づいた拠出金によって賄われているものとなっており、この共同事業のほうには、高額医療共同事業としてレセプト1件80万円を超えるものを対象とする事業と80万円以下を対象とする保険財政共同安定化事業、この2つの事業があり、それぞれの事業が交付金と拠出金の関係によって営まれており、今回、このうち80万円以下を対象とする保険財政共同安定化事業、これが平成27年度の制度改正によりまして、平成26年度までは1件30万円を超え、80万円以下のレセプト対象となっておりましたが、こちらのほうが1件80万円以下全ての者のレセプトを対象とすることになりました。このことにより、交付金の金額と拠出金の金額が大幅に増加しており、あわせてこの制度改正が、平成27年度は当市においては有利な状況に働いたと考えられ、拠出金よりも交付金のほうが4,649万6,886円上回ったものとなっているとの答弁でした。

認定第3号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

認定第4号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

平成27年度末の下水道普及率が前年より1.3%増の58%、水洗化率が80.8%とあるが、愛知県全体の普及率と近隣市の下水道の普及率、水洗化率についてはとの問いに、愛知県の下水道普及率は、名古屋市を除いて前年度と比べると1.2%ふえ、66.6%となっており、近隣市の状況では、碧南市が、普及率が2.1%ふえて72.5%、水洗化率が79.7%、刈谷市が、普及率が0.5%ふえて91.6%、水洗化率が81.3%、安城市が、普及率が0.8%ふえて77.4%、水洗化率が91.2%、知立市が、前年度より1%ふえて61.1%、水洗化率が86.3%という状況との答弁でした。

同委員より、下水道と合併処理浄化槽との汚水処理施設を合わせた普及率はとの問いに、汚水処理人口普及率で、26年度末が74.1%であったが、27年度末では1.1ポイント上昇して75.2%と

なっておるとの答弁でした。

認定第5号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

認定第6号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員より、昨年8月からの制度改正において、利用者負担に2割負担が導入されたり、補足給付に資産要件が加わったりしたということで、その影響はとの問いに、2割負担の方ですが、140名余りということで国の想定した割合とほぼ変わりはない状況であり、1カ月当たりの影響額は給付費で約170万円の減であります。2割負担となったことで、サービスの利用を控えた方はいないとの答えでした。また、補足給付につきましては、約170名の方がおみえになりますが、資産要件に該当した方は15名程度であります。申請をされて却下になった方はございません。見直しにより施設を退所された方もいないとの答弁でした。

同委員より、介護予防生活支援サービス事業で、27年度の総合事業の取り組み、予防給付の見直しの部分についてはとの問いに、サービスの種類で訪問型サービスとして既存のサービス事業所による現行相当サービスがあり、通所型サービスとしては既存の事業所による現行相当サービスのほか、指定事業者による緩和した基準による緩和型のサービス、それから市が実施する気軽に体操教室、ころばん教室といった事業を行っていて、利用者数については、要支援の認定を受けている方も含めて実人数で訪問型サービスの現行相当サービスが40名、通所型サービスの現行相当サービスは62名、緩和型サービスが10名、気軽に体操教室が39名、ころばん教室が9名との答弁でした。

同委員より、住民主体のサービスの確保に向け、今後、どのように進めていくかとの問いに、人材の確保では、社会福祉協議会との協働をいたしまして、訪問型サービスを担う人材の養成講座を開催する予定をしております。きちんとした実績のある意欲のある団体や組織を軸にサービスをふやしていくといったことが効果的で、かつ、効率的であると考えており、例えば、成熟してきました健康自生地を切り口としてサービスを確保していくといったようなことを視野に入れているとの答弁でした。

認定第7号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑ありませんでした。

議案第56号 平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分についてと認定第8号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定について、水道料金収入の調定額と収入済額、収納率はとの問いに、年度末の調定金額は7億8,448万30円、収入済額は7億1,117万8,733円、収入未済額7,330万1,297円で、収納率は90.6%となっております。一般会計でいう出納整理期間の5月末では、収入済額が7億8,001万9,718円で、収納率は99.4%との答弁でした。

同委員より、起債残高とピーク時は幾らかとの問いに、起債残高は、平成27年度末で7億

6,343万2,571円となっていて、ピークは平成17年度のときで、そのときの起債が9億16万8,561円で、現在は年々減っている状況との答弁でした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第56号、挙手全員により原案可決。

認定第1号から認定第8号までは、挙手全員により原案認定であります。

以上が審査過程の概要と採決の結果であります。

なお、審査の詳細につきましては議会事務局に委員会記録がありますので、御参照ください。

以上で委員長報告を終わります。

〔決算特別委員長 浅岡保夫 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの決算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は11時40分。

午前11時27分休憩

---

午前11時39分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、神谷利盛議員。

〔2番 神谷利盛 登壇〕

○2番（神谷利盛） では、失礼します。議長から御指名いただきましたので、認定第1号から第8号まで、市政クラブを代表しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

認定第1号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

まず、歳入について、ふるさと応援寄附金が前年度の9倍近くになり、約1,260万円確保できました。分析すると、ポータルサイトの工夫や謝礼品により効果があったとのこと。謝礼品額を差し引いた実収入は約740万円ということであり、当市の増収に寄与いただきました。特別徴収義務者をふやしたことにより、あるいはコンビニ納付の推奨により、徴収率を上げることができました。

次に、歳出について、2款総務費においては、防災対策費では、防災リーダー養成講座への参加者が2年間で112名、順調に増加しております。

広報広聴活動費については、市公式ホームページのリニューアルをさせていただきました。高浜市へ転入したいという人をふやすという目的でリニューアルを行い、実際に閲覧者が7%ふえたということは評価できます。

企画費については、しあわせづくり計画を策定し、高浜市に暮らす幸せを小冊子にまとめていただきました。取り組んでくださった方たちの努力が記録として残ったこととなります。

職員管理費においては、新庁舎の業務開始に合うように、書類のPDF化を進めていただいております。順調にPDF化が進んでいるとのことですので、計画どおり進めてください。

企画費について、公共施設の将来のあり方をしっかりと示すことは、そのまま高浜市のまちづくりにもつながることであり、昨年度は計画をまとめる上でとても重要な年になりました。平成23年に公共施設白書を策定し、第三者委員会の設置を経て、平成26年6月の公共施設あり方計画案の作成、平成27年度の公共施設総合管理計画の作成と進んできました。昨年は数度にわたり市民説明会の開催、町内会や各団体にも説明をしていただきました。強い信念と数字に裏づけられたデータは、今後のまちづくりにおいても重要な要素となります。

3款の民生費においては、生活援助費で就労準備支援事業において8名の方が正規社員、またはアルバイト社員として就職できたとのこと。学習支援事業では、中学生36名に支援を行いました。少しでも多くの子供たちを学力の面から救済するということは大変重要なことです。

地域福祉推進費においては、災害時の避難行動要支援者支援事業において、高浜小学校区で実施しました。避難行動要支援者名簿登録者のうち63%の方から個別計画の提出を受けたとのこと。少し少ないような気もしますが、まずは実施することが肝心です。実施すれば問題点が見えてきます。問題点が見えれば、対策が講じられます。

社会福祉総務費においては、介護初任者研修の実施により6名の方が就職できました。介護施設に雇用されたとのこと、御本人にも要介護者にもメリットがありました。研修が終わったら研修先に勤務するという制度設計もよくできていると思います。認知症対策として、脳と体の健康チェックに取り組み、ことし6月までに4,097人が参加されました。この制度は参加された60歳以上の方々のモニタリングという意味合いばかりではなく、データ収集という意味でも、大変重要な取り組みだったと思います。ここで得られたデータは認知症対策を検討する上で、とてつもない貢献をしたことになると思います。高齢者社会参加推進費においては、高齢者等地域見守りネットワークが開始されました。事前登録者は14名、サポーターは222名とのこと。初年度としてはまずまずの出足だったと思います。

7款商工費において、商工業振興費というのがあります。企業再投資促進補助制度は平成25年から実施されており、平成27年度までの利用者は累計で4件が対象になりました。33億円の流出防止が図られ、800人の雇用維持ができました。新たに工業系の土地利用を図るために、小池町地区で最初の意識調査を行いました。約70%の地権者の方がひとまずは賛成ということでした。高浜市の将来の税収と雇用を確保するための計画であり、慎重かつスピード感を持って進めていただきたいと思います。

商工業振興費においては、昨年はプレミアム付き商品券を発行しました。国・県からの補助金

として2,800万円、消費喚起額として3,200万円の経済効果が出たとの報告を受けています。合計6,000万円の経済効果が出たとのことです。

観光資源開発費においては、高浜市観光協会へ交付した200万円の補助金で観光協会はイベント用のテントを購入しました。結果、観光協会に10件の新規会員が加入しました。今後、活発な活動が期待できます。また、1,000万円の活動事業費補助金に対し、約1,100万円の売り上げが発生したとのことです。差し引き100万円とわずかですが、投資効果が黒字になったということは素晴らしいことです。

10款の教育費においては、生涯学習推進費として、タカハマ！まるごと宝箱事業においては、好奇心や学びの意欲の向上、人と学びとのつながりの場の拡大、まちへの愛着や誇りの高まりにつながりました。また、「たかはまとかわら」という小冊子をつくり、高浜の魅力や自慢を見える化し、それらを凝縮しました。

学校管理費においては、小学校情報教育基盤整備事業で約2,200万円をかけてコンピューターや学習ソフトを整備していただきました。タブレット端末を利用できる環境は整ったので、それでどのような成果を出すかが問われます。ICT化は急激な勢いで進歩しています。周辺各市におくれないよう、今後もどんどん進めていってほしいと思います。

次に、認定第2号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、結果として約4,240万円の黒字となりました。歳入では共同事業交付金、歳出では共同事業拠出金がそれぞれ対前年度比300%近くになっています。なかなかみずからコントロールしにくいところだと思いますが、今後とも慎重に対応していただきたいと思います。

次に、認定第4号に移ります。認定第4号 平成27年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、下水道普及率が対前年度比1.3%増の58%、増加率が低いのはやむを得ないとしても、確実に引き上げるように努めていただきたいと思います。

次に、認定第6号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、平成27年度から新規に実施された訪問型サービス事業、通所型サービス事業では160名の利用がありました。初年度としては上々の出来であり、平成28年度以降も増加させていただくように努力していただきたいと思います。

最後に、認定第8号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定についてです。起債残高がピークだった平成17年の約9億円に対し、平成27年度は7億6,000万円まで低下しています。確実に減らすように努めていただくようお願いしておきます。

以上、確実に物事は進行しており、今後ともこのまましっかりやっていただきたいと思います。以上をもって賛成討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔2番 神谷利盛 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、1番、杉浦康憲議員。

〔1番 杉浦康憲 登壇〕

○1番（杉浦康憲） 議長のお許しをいただきましたので、陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところが非常に大きいと考えます。今学校現場では、子供たちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題を含めた子供たちを取り巻く教育問題も多くを抱えています。子供たちにきめ細やかな指導をするためには、学級規模の縮小が不可欠であると考えます。

今後、さらなる35人以下の学級編制が法制度化されることにより、学校も新たな教育課題に対応できると思ひ、この陳情には賛成といたします。

〔1番 杉浦康憲 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 次に、9番、杉浦辰夫議員。

〔9番 杉浦辰夫 登壇〕

○9番（杉浦辰夫） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、陳情第12号を反対の立場で討論させていただきます。

現行の市町村独自の授業料助成を拡充してくださいとの内容について、補助事業は各市町村で実施されており、高浜市は所得制限があるものの、近隣市と比較しても2万4,000円と、近隣9市の中では補助額は最も高く手厚いものとなっています。

さらに、平成22年度から公立高校の無償化が実施され、私立高校生には国から就学支援金が支給されることにより、独自の助成を廃止、削減する自治体もある中、高浜市は現行制度を維持しています。

このようなことから、現状のままでよいと考えますので、この陳情には反対とします。

〔9番 杉浦辰夫 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 市道路線の認定について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）について、各常任委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別

委員長の報告のとおり、原案を認定することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定について、決算特別委員長の報告のとおり、原案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

次に、陳情第9号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、陳情第9号は採択とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

陳情第10号及び陳情第11号の審査の過程におきまして、趣旨採択という御意見がございましたので、採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 陳情第12号についても、趣旨採択を入れて採決していただくようお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） ただいま陳情第12号についても趣旨採択という御意見がありました。採決に当たり、陳情第12号についても趣旨採択を入れて採決をしていきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、陳情第10号から陳情第12号までの採決に当たり、趣旨採択を入れて採決をしていきますので、よろしくお願いいたします。

次に、陳情第10号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立ゼロであります。よって、陳情第10号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第11号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は趣旨採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立少数であります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立ゼロであります。よって、陳情第11号は趣旨採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第12号 私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立ゼロであります。

趣旨採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立少数であります。

不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立多数であります。よって、陳情第12号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

午後0時2分休憩

---

午後 1 時00分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（杉浦敏和） 日程第 3 議案第66号 高浜市住民投票条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

5 番、長谷川広昌議員。

〔5 番 長谷川広昌 登壇〕

○5 番（長谷川広昌） それでは、議案第66号 高浜市住民投票条例の一部改正について御説明させていただきます。

本議案の提出者は私、長谷川広昌、賛成者といたしまして黒川美克議員、内藤とし子議員、以上の賛成者をもって提案をするものでございます。

新旧対照表をあわせてごらんいただきますようお願いいたします。

まず、この条例の一部改正の内容でございます。現在の条例の規定では、投票した者の総数が投票資格者数の2分の1に満たないときは、住民投票は成立せず、この場合、開票しないこととなっておりますが、2分の1に満たなく、住民投票が成立しない場合でも、参考までに、投票者の民意を明らかにするため、開票作業を行い、その結果を公表するよう改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしており、平成28年11月13日告示、平成28年11月20日投開票の中央公民館取り壊しの賛否を問う住民投票から適用できるようにするものでございます。

次に、この条例を一部改正する主な理由でございますが、1点目として、効力のない回答結果でも、市民の意思が確認でき、市民や関係者の参考になること、2点目として、住民投票の目的である間接民主制度の補完に役立つこと、3点目として、開票結果を公表しないと市長や議会の説明責任が果たせないことなど考えるためでございます。

ぜひ住民投票不成立の場合においても、投票していただいた市民の民意を明らかにするため、開票作業は行い、その結果を公表することによって市長及び議会の説明責任や情報公開を全うしたいと考えております。何とぞ原案どおりに御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔5 番 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦敏和） これより質疑に入ります。

1 番、杉浦康憲議員。

○1 番（杉浦康憲） では、ちょっと質問をさせていただきます。

そもそも、この住民投票というのは、市全体の運営に非常に大きくかかわる案件というのが前提だと思います。そして、今だと思うんですが、今言われた不成立の場合、参考ということで開票したいということなんですが、参考というのは、誰が参考にするために言われているのか、教えてください。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 確かに、開票することで投票が成立していないにもかかわらず、投票結果に市政が影響を受けてしまうことを防ぐため開票しない、市政に混乱を招くおそれがあるため開票しないという考え方もあるかと思いますが、結果が変わるルール変更ではございません。そういったことよりも、現状の市を二分するような状況を勘案すると、市民や投票していただいた方への情報開示、議会や市長の説明責任を果たすためにも開票することが必要だと考えております。また、市長、議会、関係者なども民意を確認することは、市政運営に役立つと考えるためでございます。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） わかります、言われることは。そういった前提をもとに、この条例ができたとき、50%未満では開票しないというのは、民主主義の多数決で民意を決定するという考えのもとで、過半数に達しないものはそこに至っていないという考えからだと思っています。もちろん十分な情報のもと、一方の意見が50%を超えるようになったら、それは僕も民意だと、民意をあらわしているのかなと思います。

それを考えると、結果において本市のように非拘束型で尊重するという条例は、50%に満たないものを参考という形にしろ、賛成、反対の多い、少ないを公表するというのは、市側、議員側、請求者側、市民側においても、その参考においての判断がまちまちになってしまうと思います。それこそ、今、長谷川議員が言われたように、市民の皆様、議員、当局というものの混乱を生んでしまうのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 先ほども申し上げましたが、やっぱり今1番議員がおっしゃったこと、そういったことよりも、市民や投票していただいた方への情報開示、市長や議会の説明責任を果たすためにも開票することが必要だと考えます。また、市長、議会、関係者なども民意を確認することは市政運営に役立つものと考えますことから、本条例を上程しております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 長谷川議員、賛成者の方も含めてですが、今回のこの住民投票において、結果も過程もですが、一番大きな問題というのはどう思いますでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） やはり一番大きな問題は、市民の皆さんの声をどう反映するかということが一番に考えております。いわゆる市民ファーストの考えでございます。やはり50%未満でも開票したほうがいいと、そういった市民の皆さんの声がぎりぎりまで私、聞いておりましたが、そういった声のほうが多いと判断しましたので、本条例を上程した、そういった結果でございます。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 確かに、住民の皆さんの中にそういった声があるのは僕も承知しています。僕の考える一番大きな問題というのは、この条例、投票が行われまして、賛成にしる、反対にしる、結果が出ます。中央公民館が廃止になるのか、そのまま存続するのかわかりません。言葉は悪いですが、そんなことより、この署名活動が行われて、今、住民の皆さんの中に、あの人は賛成派だ、この人は反対派だという疑念がすごく湧いています。そういった人たちの考えがこの投票後も続くのが、一番僕は大きな問題点だと思います。僕はこの投票が終われば、よくラグビーで言いますけれども、ノーサイド、そういった考えで、賛成派も反対派も投票という結果を終わったんだから、それを尊重し、みんなで高浜市をよくしていこうというもとに進んでいてもらいたいと思っています。そういった中で、やはりそこで条件にも満たないというところで、数字の大きい、少ないというのを公表するのは、そういった住民の皆さんの反対、賛成という声が今後に残ると思いますので、私は反対いたします。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もちろん、市政の混乱を招くことは本当によくないことだと考えておりますが、我々は逆に、この開票結果を公表することで、市長、議会関係者も民意を確認することができると、市政運営に役立つものと考えております。また、やっぱり一番は市民の皆さんの声を大切にしたい、その思いから反映したい、そのもので条例を上程したものでございますので、御理解よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） ありがとうございます。僕もちろん、この条例が今回多分高浜で初めて制定された後、実施されると思いますが、この条例についていろいろ思うところがあります。なので、当然、この条例が終わった後にしっかり審議して、もう一度見直すところは見直すというのは、今言われたことも含めて大賛成です。ただ、今回の場合、もう始まっていますので、その始まった途中で出すというのは、大前提としてそこはちょっとないかなと思っています。

以上です。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 1点確認させていただきたいんですけども、この条例を提出するに当たって、市政クラブの私と副幹事長がたまたま一緒におるところに、今回こういう条例を出したい、賛同いただきたいと、こういう話を伺いましたけれども、ほかの議員、翌日、会派の会合をやったときに聞いたら、聞いていないと。本当に通すつもりがあつてやられているのかどうか。要はパフォーマンスではないかというふうを感じるんですけども、自分たちが正しいというふうに信じるのであれば、どうやって通すかを考えるのが仕事で、これを出すことを目的にしちゃっていいのかなというふうを感じるんですけども、その辺はどうですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ほかの会派の方にも後日、説明のほうはさせてもらっております。パフォーマンス、そういうことよりも、政治姿勢の問題だと思っております。私、我々はやっぱり一番に市民の皆さんの声をしっかりと反映させたいという思いでやっておりますので、その辺のほど御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ほかの会派にも説明されたと今おっしゃられましたけれども、最大会派、私ども10人おります。2人には説明したけれども、残りの8人は聞いていないというふうに言いました。過半数を取ることがやっぱり議会制民主主義の社会のルールです。これを崩さない限り、この条例は通らないというのに、どうして出してくるのか、この辺の意図がわからない。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 先ほども何度も申し上げておりますけれども、条例を出す意図は、市民の皆さんの声をしっかりと反映したい、そういった思いで本条例を上程しております。

初めてゆえの住民投票条例、この改正についてやっぱり慎重に考えた部分もございます。また、条例提出前の限られた期間で、ぎりぎりまで多くの市民の皆さんの声を聞き、判断した結果でございます。なので、議員の高浜市議会の各会派の皆様には説明する時期が遅くなったということはありませんけれども、我々は市民の皆さんの声をしっかりと反映したいために本条例を提出しておりますので、その辺のほど御理解よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今、いろいろと質疑に対する答弁を伺っていましたがけれども、まずこの議案の上程に当たっては、議会運営委員会が出されたというところですけども、そこでも改正内容の説明はされましたけれども、提案理由は説明が一言もなかったと。私が傍聴した中ではそのように聞きました。

基本的に、世間の目が届いていないところでは出すだけ出して、我々にしっかりと説明もしな

く、提案理由の説明もしない中で、ここで上程に至ったというところは、非常に議員として、その資質を問われるのではないかというふうに思います。というのは、通すために出すというのが議員提案の上程の結論ではないんですか。提案するだけが目的ということであるのであれば、このようなやり方もあるのかもしれませんが、通したいということであれば、1人でも多くの賛同者を得るべきだし、それから議員提案であるならば、できれば全議員の賛同を得て、そしてこの条例改正を通すべきではないかと、そのように思います。

まず、議会運営委員会で提案理由を一言も述べていない、そして、にもかかわらず、次の日の新聞紙上には提案理由を云々と3つか4つ書いてありましたが、そういったことが述べられておる。まさにパフォーマンスと言わざるを得ないと私は思いますけれども、そのこのところ、議会軽視ではないかと思いますが、そのこのところどのように考えてみえるでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 議会運営委員会におきましては、提案理由ということで、投票していただいた市民の民意を明らかにするため、参考までに開票作業を行い、その結果を公表するよう改正するものでございますと、しっかりと説明をしております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） この住民投票条例においては、対象となるのが市民と市長と市議会であります。これは発議、あるいは請求ができる立場を与えられている。それから、住民投票が成立した場合においては、その成立した市民の意見を尊重しなければならないというふうにうたわれておるわけです。市長に対してそのようなことをきちんと聞き取りをされたのか、伺いたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 本条例の改正におきましては、市長や議会の説明責任を果たすため開票することが必要と考えておきまして、その50%以上を尊重するということはもちろん議会のほうで市長は尊重はするというふうにおっしゃられていると思いますけれども、この50%未満の部分で我々は今議会において市民や投票していただいた方への情報開示、市長や議会の説明責任を果たすために開票することが必要と、また、市長、議会、関係者なども民意を確認することは市政運営に役立つものと考えて提案しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 同じ答弁の繰り返しのものですから、少し視点を変えたいと思いますけれども、まず住民投票の目的は何であるのか。そして、市民の総意とは何であるのか、お聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 住民投票の目的は、先ほど提案説明のほうでさせていただきましたけれども、2点目として、住民投票の目的である間接民主制度の補完に役立つと、そういったことでございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 間接民主主義の補完に役立つという答弁ですけれども、成立をしていない効力のない結果をもって、なぜ間接民主主義の補完に役立つのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） その点においては、なので参考までにと条例のほう、つけ加えさせておきます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、自分自身で言われた間接民主主義の補完に役立つことはありません。ないということを今、自分で言っているのと同じじゃないですか。そのところをよくわかるように説明してください。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） その辺、そういったことでは私はないと思っております。50%未満の場合で開票する、この場合においても、市民の皆さんのやっぱり意思を確認することが重要と、ただ効力はないけれども、その辺において民意を確認することが必要、そういった点で提出しておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 成立しない、していない結果をもってもということになると、この条例、高浜市住民投票条例の第1条に目的をうたってございますけれども、これは市民の総意というものをこのように定義してやるんですよということが書いてあるわけです。それを求めるために住民投票を行うということが目的でうたわれておるわけですから、それに達していない効力のない結果を発表するということは、この条例に反することだと私は思いますけれども、そもそもその条例に基づいて住民投票をやる意味がないというふうに思いますが、そのところをどのようにお考えですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もちろん効力、50%未満であれば効力はない、成立しないということはおわかっております。だから、先ほど申し上げましたように、開票することで投票が成立していないにもかかわらず、投票結果に市政が影響を受けてしまうことを防ぐため開票しない、市政に混乱を招くおそれがあるため開票しない、そういった考え方もあるかと思いますが、結果が変わる変更ではございません。そういったことよりも、現状の市を二分するような状況を勘案すると、市民や投票していただいた方への情報開示、市長や議会の説明責任を果たすためにも、開票する

ことが必要だと考えております。また、市長、議会、関係者なども民意を確認することは市政運営に役立つものとするため、提出をしております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 開票結果を出さないと、市長や議会の説明責任が果たせないということ言われておりますけれども、住民投票が成立していない結果から何を説明するのか、どこに責任が伴うのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） どこから見るかの視点によって、考え方がいろいろあると、そういったことだと思いますが、何度も申し上げておりますけれども、我々は市民の皆さんの気持ち、声を一番に考え、本条例を提出したと考えるので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、お伺いしますけれども、第23条、これは50%に達しなかったら住民投票は成立しないという条項でございますけれども、ここに対してメスを入れるというか、手を加えるというか、改正でもいいです。そういったことは市民の意見としては一つも聞かなかったんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） その点については、やっぱりルール、この辺はやっぱり結果が変わってくると思っておりますので、その辺は私議員としても好ましくないと思っております。ただ、投票率で50%の投票をしたわけですから、そこら辺を情報開示、説明責任、する義務はあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 全然違う答弁をされておりますけれども、50%の投票率に至らなくても、その結果を公表して、それを民意として参考にするとおっしゃっていますよね。だったら、50%の投票率をもっと下げればいいじゃないですか。40%にするとか、25%にするとか、そういうことは考えなかったんですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） そういったことは考えておりません。やはり住民投票をやるからには過半数以上のやっぱり民意、それは必要だと考えております。だから、そこら辺は必要だと思っておりますけれども、参考までにその50%未満の投票については、市民、議会、我々関係者が住民投票の結果、それに役立つものと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 一方で、御自身が、一方で50%の投票率があつて結果が出たものは民意と

してしっかりと尊重しなければならないから、この50%は維持するべきだというお話をしながら、50%に満たないものを民意として参考にするというのは矛盾していませんか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 私は矛盾していないと思っています。だからこそただし書きで参考までに条例改正をさせていただいております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 例えばの話で恐縮ですけれども、投票率が30%であったとします。その中の9割が例えば賛成とか、例えば反対だとかいったような数が出た場合に、それをどのように参考とする民意と見るのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） そこは各議員、関係者がそれぞれの視点で判断することだと思っております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 住民投票というのは、今回の場合はともかくとさせていただきますけれども、今回の今やられている住民投票は、告示されている住民投票はともかくの話として聞いていただきたいんですが、どうしようと、この案件をどうしたらいいんだということで決めかねる、市長が政治判断を仰ぐに当たっては、しっかりとした民意を問いたいという場合に市長は発議ができます。市議会は12分の1の賛成議員をもって発議をするための議会にかけることが、上程ができます。市民は3分の1以上の有権者の署名を集めて、そしてそれをもって請求ができるということがこのルールですよ。

ということは、どちらかに決めなければならないために行う住民投票をやるに当たって、同じ人間が、提案した人間が、この条例がそういう条例だと理解をしながら、成立もしない民意、それも偏りが考えられる、可能性として偏りが考えられる数字をもって民意として参考にするというのはおかしいじゃないですか。どう考えたってそれは矛盾していますよ。だから、先ほど言ったように、50%のハードルを下げるという理論のほうが私は正しいと思いますよ、同じ考え方だったら。要は投票率の上限なんか設けなくて、来た人間の投票で、選挙と同じじゃないですか。そういう考え方を持つんだったらわかりますよ、民意を反映したいという思いであるなら。単に結果を知ってみたいという好奇心じゃないですか、今言われているのは。私はそう思います。そのところ、どのように考えますか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） いろいろ考え方はあると思います。13番、北川議員はそういうふうにご考えていることは今わかりましたけれども、我々は先ほども申し上げておりますように、そういったことよりも、現状の市を二分するような状況を勘案すると、市民や投票していただいた方の情

報開示、市長や議会の説明責任を果たすためにも開票が必要と考えております。また、市長、議会、関係者なども民意を確認することは市政運営に役立つものと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 民意を確認することが役立つというお話がありますけれども、その民意の結果によって役立つ、役立たないという判断も出てくるというふうに思います。もともとの数字の問題もありますよ、数の問題ね、それもあります。例えば49%の投票率だったらとか、それから5%の投票率だったらとか、いろいろあるじゃないですか。そういったことを考えると、開票しないというものが全て民意を反映すると言われてきたけれども、民意を反映する結果に私はなるとは思いませんが、あえて民意を反映するというのであれば、49%以下でも、5%以下でも、同じ民意になると、そのようにおっしゃるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 5%、10%、20%、それぞれ違えば民意は変わってくると思います。やっぱり投票率が高ければ高いほど民意は高い、そういうふうに私は考えますけれども、議論の中で、やっぱり視点の違い、政治姿勢の違いだと思っております。先ほど北川議員がおっしゃった開票しないということは、先ほど私、申し上げましたが、開票することで投票が成立しないにもかかわらず、投票結果に市政が影響を受けてしまうことを防ぐため開票しないというものの考え方、市政に混乱を招くおそれがあるため開票しないという考え方、もちろんあると思いますけれども、こういったことよりも、我々は市民の投票していただいた方への情報開示、市長や議会の説明責任を果たすために開票が必要と、また、市長、議会、関係者なども民意を確認することが市政運営に役立つと考え、条例を提出しております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） わかりやすく言うと、今回のこの条例における市民の総意というのは50%以上の投票率においての多数ということが市民の総意ということですので、これは理解されていると思います、これは条文に書いてあるわけですからね。そうではない結果においては、市民の総意とは認めないということです。なぜならというと、それは住民投票が成立していないからです。成立していないということは、何かと言ったら、この条例をもって行った住民投票が住民投票の結果としての体をなしていないということですから、だから開票しないんです。そういうことで開票しないのであって、先ほど言ったように、これは1番議員も言われました。私もそういう部分は少し思っていますけれども、そういう住民投票が成立していないような中途半端といいますか、この条例にとっての市民の総意ではないものを公表することによって混乱したり、さまざまな懸念されることもあるという部分もありますけれども、それ以上に大事なことは、住民投票が成立していないから開票しないということであって、それ以上の何者でもないし、それ以下

の何者でもないということで考えておるわけです。それをそのように曲げてしまうと、これは条文の中で矛盾を生じるおそれがある。ですから、第1条から第28条までであるこの条文全てに対して、先ほど言った1文の改正を加えることによって歪みが生じると私は思いますけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 私はその辺はないと考えております。他市においてもこのような条文が使用されている体もございますので、全体として歪みは生じないと、結果が変わるルール変更ではないと考えております。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 条例というのは非常に重きものであって、例えばこの条例の中にある住民投票が成立した場合はその結果を尊重しなければならないというのは、これも憲法上の問題があって尊重しなければならないというような形で非拘束的な条文になっておるということを理解しておりますけれども、どこに出されても、これが法的にこの条例でもって法的に問題がないということが大事な根拠であるというふうに思いますけれども、そのところはどなたかに確かめられておるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） だからこそ、ただし書きの中で参考までにとつけ加えさせていただいております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） だからこそというのは、法的に問題がありそうだから、だからただし書きなんですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 私は法的には問題ないと考えております。他市の条例等を参考にして改正のほう、条文を出させていただいております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 提案者はこのところずっとそうですけれども、各議会における質疑等、そういう中で、行政側によく時間をかけてとか、丁寧に説明してとか、一度立ちどまってとかと言われてはいますが、なぜこんなに急がなければいけないのですか。現実的にはもう始まった住民投票の中のルール変更、これは道義的にいかがなものかというふうに思いますけれども、そのところはどうかでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 先ほど申し上げましたが、逆に今だからこそと考えております。高浜市

で初めての住民投票ということで、初めてゆえに住民投票条例の改正については慎重に考える必要がもちろんあると思っております。したがって、条例の提出まで限られた期間であります。ぎりぎりまでより多くの市民の皆さんの声を聞き、判断した結果、50%未満の場合でも開票はしたほうがよいと結論を出し、条例提出に至りました。やはり一番は市民の皆さんの声を一番に考え、反映したいと考えるからでございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） その市民の声を聞けば何でもいいみたいな言い回しに聞こえてなりません。この条例に対応しているのは、先ほども言ったように、市長も我々議会も同じであります。市民も同じであります。その市民の声をいかに聞いたからといっても、議会にこの条例の可決を求めらるるのであれば、議員それぞれに説明があつて当たり前じゃないですか。通す気があればやりましょ、どんなことがあつたつて。そうじゃないんですか。市長のほうにしっかりと意見聴取もしていない、我々議会にもきちんと説明をしない。そんな中でどうやってこの条例を通すんですか。通す気がないとしか言いようがないじゃないですか。そこのところを賛成議員に伺いたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、北川議員の話で、通す気がないじゃないかという話なんですけれども、私はそうは思っておりません。先ほどから、ちょうど私、賛成討論をやらさせていただきますので、その中で話をさせていただきますけれども、本来、なぜこの住民投票をやらなければいけなくなつたか、その辺のところをよく考えてください。その辺のところを考えていただければ、自分たちがやっていることが間違っているかどうかというのは、市民の方がわかっていただけると思います。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ささまざまな議決を経てもう進んでいることに対して、今回住民投票になつたわけです。議決事項は住民投票の設問にならないということはどうもあつてあるわけじゃないですから、住民投票自体を私はやめるべきとは思いません。それはルールにのつとつてやればいいと思います。その議決をあなた方もしたじゃないですか。それを、その自分のした責任を棚に上げたような言いぶりは何ですか、今。そもそも住民投票になつたのは、誰のせいだという話じゃないんですよ。我々の説明が足りないとか、行政の説明が足りないとかという問題じゃないんです。市民の方々にしっかりとした気持ちが伝わっていない。これは確かに私も感じています。そういった部分の中でこういう運動が起こつて、署名活動が起こつて、住民投票まで至つたという経緯に関しては、しっかりとこれは受けとめております。それもこの条例にあるルールにのつとつて署名が集められ、住民投票の本請求が行われたわけですから、このルールにのつとつてや

ればいいじゃないですか。そこのところが今になって条例の改正をする、明らかに通す意思がないような形で進めてきて、なおかつどう考えたって興味本位の結果を見たいというようなレベルでしか思えない、そういうこの条例の改正案には、とても賛成できるものではないんですけども、まずもって自分たちの責任というものをどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私は今回の市民センターの取り壊しにも賛成をさせていただいております。それは前のときの特別委員会の中でもくどいぐらい質問させていただきましたけれども、市政クラブや何かのほうが出して見える中には、市民病院の高浜の刈総の分院のことは一切書かれておりません。私はそこのところや何かのところからいってみても、本当になぜ市民センターの前倒しをしたのか、その辺のところもきっちり皆さん方に説明する必要があると思いますし、だから私は自分が賛成したそのことに対して、まだ出しておりませんが、会報の中で、なぜ市民センターの前倒しをしたとか、そういったことをきちっと説明をさせていただいて、だから私は市民センターの取り壊しに賛成しましたよということを皆さん方には説明をさせていただくつもりであります。私は逃げるつもりはありません。とにかく自分の行った説明については、きちっとやりたい。だから、こういったものやなんかにしても、市民の皆さんがどのように考えてみえるか、そういった意思を確認したいということで賛成をさせていただいております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 今、もう住民投票があと2カ月ない中で始まろうとしているわけですよ。その中で先ほど提案議員も言われておりましたけれども、ぎりぎりまで市民の声を聞いてという話をされておりました。そのぎりぎりまで市民の声を聞いてというのは、住民投票の投票率が50%いなくても開票すべきかどうかということを知っていたんですか。今、賛成議員の話を聞くと、そんなことをやるよりは、しっかりと我々がやってきた議論を説明をして、住民投票に行ってください、50%以上の投票率をもってどうするんだと、高浜を今後どうするんだという結果に導くほうが本来の議員の姿ではないんですか。それをどのように考えますか。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、北川議員が言われたように、当然、私も2分の1を超える投票率を目指して活動させていただきますけれども、不成立になった場合に皆さん方の投票をしていただいた方の意思を確認することは、今後の市政運営の参考になることは間違いないと思います。先ほど賛成討論の中で言うということをしていましたけれども、今言ったことが私の気持ちでございますので、とにかく先ほどから言われているように、通らないものをなぜ上げるんだとか、そういったことというのは、私たちが議会活動をやっていく中で、必ずしも多数の賛成が得られなかったからその意思を明らかにしないというのは私はいかなるものかなと、そういうふうに思いますので、今回の提案に賛成をさせていただきました。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 50%以上の投票率があつて多数があれば、これは公表されるわけです。今、違うことを言いましたよね。多数を見るために開票するというのは、これはおかしい理論です。それは多数ではありません。少数、多数という判断をしないということが開票しないという意味なんです。だから、どちらが多いか、どちらが少ないかということを見るために開票するのであれば、これは私は間違っておるというふうに思います。

というのが、何かといたら、この住民投票の条例にうたわれておる市民の総意というものに反するからです。市民の総意ととられかねない。それではこの条例の持っているもとの目的、市民の総意の定義、そういったものが全く無視されたと言うしか言いようがありません。たとえそこで多数がどちらであろうとも、それをもってどのように参考になるのかが意味がわからないんですけれども、それをお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、私の読んだことがちょっと間違っていたかもしれませんが、私は不成立になった場合においても、投票していただいた市民の意思を確認することが今後の市政運営の参考になることは間違いのないと思っていますので、そういうふうな考え方でおります。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、もう一つお聞かせいただきたいと思います。お二人に伺いますけれども、住民投票が成立しない50%以下の投票率であつたものを開票し、その中で当然これ多数、少数が出ますよね、その差はどうであれ。御自身、その参考にするというのは多数を参考にするのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 結果はおのおのの議員で判断することだと思いますが、もちろん賛成がどれぐらいあつた、反対がどれぐらいあつた、この数をきちっと参考にするまででございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 多数、少数があるものをあけてみて、多数と少数を参考にするというのは、何を参考にするか全く答えていないのと同じですから、それに関しては、そのあけて出てきた多数を参考としてそれに賛同するという事で言われておるんですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もちろんその50%以下の中でどっちが多い、どっちが少ないというのはもちろん出るとは思いますけれども、その中で参考までに我々議員がこの数字だったらどうなんだろうと、検討する価値はもちろんあると思いますので、そのために開票するもので、したいと考えておるものでございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは住民投票をやる意味がないじゃないですか。議員全員が市民のところに回って行って、正しいという字を順番に書いたらどうですか。私が言っているのは、住民投票というのは、厳正なルールの中で、公正な形で行われるからこそ価値があるんですよ。その中で50%の投票率があつて、なおかつ多数、少数がはっきりすれば、それこそ高浜市の行く末をしっかりと市民の民意として指し示しているんだということで、我々が政治判断、政治責任がとれるというものなんです。そうではないところに対して何を参考にするんですか。それでも多数を参考にするなら、まだ意味がわかりますよ。多数、少数のぐあいはどうであるか、それを参考にするなんていう答えは、何かと言えば、単なる興味本位じゃないですか。あけてみただけじゃないですか。そんなものは全くその後の説明責任なんかとれるわけじゃないじゃないですか。私はそう思いますけれども、今言った言葉をもう一度考え直して、答弁し直していただきたい。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 人それぞれ考え方は違います。北川議員のおっしゃることはもちろんそういう考えもある。我々が提案しているこの理由も、もちろん市民の皆さんの声を反映したいという思いから提出しておりますので、黒川議員、内藤とし子議員、賛成をさせていただいております。

なので、先ほどルールがあると、そういった考えはもちろんある、それはわかります。ただ、そこは我々はそういったことよりも、結果が変わるルールじゃないという考え方で、そういったことよりも、現状の市を二分するような状況を勘案すると、市民や投票していただいた方への情報開示や市長や議会の説明責任を果たすためにも開票することが必要だと考えます。そして、市長、議会、関係者なども民意を確認することが市政運営に役立つものと考えております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それを民意の確認と言うのであれば、先ほど言ったように50%の投票率を下げるべきですよ。市民の総意を、この条例にある市民の総意という定義を変えるべきですよ。成立もしていないものを民意と行って、それを政治判断に使う、そんなことはあり得ないですよ。我々は選挙で選ばれてきているんです。市長も選挙で選ばれてきているんです。これが二元代表制の間接民主制なんですよ。それを補完するために住民投票があるんです。その住民投票にはルールがあるんです。住民投票のルール、市民の総意というものは50%の投票率、なおかつ多数とらたつてあるんです。そうではないものを開票して、なぜそれが民意なんですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もう考え方の違いになります。政治姿勢の違いになります。私は、我々は一番に市民の声を反映したいと思って提出をしておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 最後です。2つ言わせていただきます。1つは議会をしっかりと議会として議員がその活動、そしてその考え方、それをしっかり持っていかなければ、間接民主制というのは成り立たないということでもあります。

そして、もう一つは市民の声を聞くということは大事なことです。大事なことですけれども、その市民の声を聞くということ、聞いたことによって開票すべきというお話がありました。そして、開票した結果も民意であるというお話もありました。これは全くそうではないというふうに思います。なぜかという、我々、守らなければならない条例を持っているわけです。この条例にどう考えても、このただし書きを入れることによって、この条例自体が矛盾を起こす、内容的に矛盾を起こしているとしかとりようがありません。こういう部分と、それから市民の声だけではなくて、我々も市民の声を聞いて、市民の代弁者としてここに立っているわけです。ここに席をいただいているわけです。

だから、さまざまな考え方があるとか、政治姿勢の違いだとか言いながらも、しっかりした答弁がいただけない、そしてまた我々議会に対してしっかりとした説明がいただけない、そういう残念な形での質疑になってしまいましたけれども、ぜひとも提案者であり賛成者であっても、いま一度考え方を考えるなり、いま一度考え方を考えるというのは失礼ですね、提案されているわけですから。いま一度、この提案に対して踏みとどまることを私のほうから逆に提案させていただいて、質疑を終わりたいと思います。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、ちょっと5番議員に確認をさせていただきたいんですけども、先ほどいろいろな議員さんの答弁の中で、今回これを是が非でも通したいというお話だったんですけども、今も13番議員への回答の中で、考え方の違い、視点の違い、政治姿勢の違いだから仕方がないという発言をされたんですけども、この辺をちょっと説明をしてもらっていいですか。しっかりここで皆さんに理解をしてもらって通したいというお話だったものが、そこで僕もすごく矛盾を感じるんですけども。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 先ほどの13番議員の質疑の中でのやりとりを通じて、その辺が明確になったと考えております。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） まだちょっと聞きたいことがあるんですけども、先ほど市民の皆様の声だとか、説明責任だということをおっしゃっていました。議員としてということで、そこら辺はすごく理解はできるんですけども、議会の中で通していく中で、一番初めの冒頭の発言で、各会派の議員さんに説明をされたというふうにおっしゃっていましたが、実際、僕も説明を

受けておりません。一切受けていないです。こういった議案を出したいと、こういう考えのもとで出していくので理解をしていただきたい、うちの幹事長が言われたように、ほとんどの議員が説明を聞いていない状況です。さんざん市民の方に対しての説明は重要だ、重要だと、説明責任を果たすべきだという話であって、この議場においてこういった議案を出すに当たってのほかの議員さんに対する説明責任というものは全くないというふうに僕は解釈ができてしまうんですけども、そこら辺はいかがですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） それぞれの各会派の代表の方にお話をさせていただいたものでありまして、個々、個人の方に対して市政クラブさんであれば、全ての議員の方にお話をしたわけではございませんが、幹事長を通じてお話ししてくださいということは申し上げております。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。真剣に通したいという気持ちの割には、人をお願いをするという形であれば、今回の中央公民館の件に関しましても、人をお願いをして、それでよしというふうにちょっと僕は聞こえました。ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、5番議員、6番議員、すみません、民意、お二方が考える民意とはどういったものでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 民意というのは、私たちが、私は市民センターの取り壊しに賛成をさせていただきましたけれども、そのときにいろいろと皆さん方の御意見を聞いて、それで皆さん方がどう考えられるか、それが私は民意だというふうに思っておりますけれども、ただいろいろな方の考え方がありますので、その辺のところは全部が全部の方に話をしているわけじゃありませんので、私の支援者の方しか私は話をしていませんので、その方たちの言っていることが私は私にとっての民意だという形で捉えております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 1人の方の民意からたくさんの方の民意まで、全てが民意だと捉えております。ただ、そこがどれだけの数の民意か、そこら辺の違いはもちろんあると思いますけれども、市民の皆さんの声、1人1人の声が民意だと考えております。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、ちょっと5番議員のお答えにちょっとお伺いをしたいんですけども、市民の皆様、皆様と、先ほどからちょっとお伺いをしているんですけども、今回のこの条例改正を出すに当たりまして、市民の皆様の声が多かったということなんですが、市民の皆様、皆様というと、高浜市民の皆様なのか、どこら辺の方の話なのか。住民投票の署名活動を行った方々が市民の皆様であったのか、中央公民館の機能移転に対して賛成をしている方々の声

も当然皆様、市民の皆様というも入ってくると思うんですけども、そこら辺ってどういった解釈で皆様という言葉を使ってみえるのか、教えていただいてもいいですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 私が議員活動をする中でいろいろなお話を聞かせていただいた方、その中の範囲、また、この住民投票の是非を問う、中央公民館取り壊しの是非を問う住民投票のものを出していただいた団体の方にも意思も確認しております。なので、私が聞いた皆様、市民の皆様、私がいろいろな方とお話した市民の皆様、そこら辺のことを指しております。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、最後まで御丁寧に皆様といただいたんですけども、市民の一部の方という解釈でよろしいですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もちろん、大きく高浜市中を見れば一部になるかと思うんですけども、割合にしたら、かなり、例えば10人聞けば9人、出してほしい、そういった意見がありますので、私のその話を聞いた中での市民の皆様ということでございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。長谷川議員が例えば10人聞いたうちの9人ということは、長谷川議員が例えば市民の皆様と言われましたけれども、それが今、例えで10人であれば9人ということですよ。例えば市民の9割というわけではないですよ。やはりそこら辺って数字のトリックじゃないですけども、物は言いようであって、例えば事件、事故が5割、昨年よりもふえました、昨年2件だったものが1件ふえて3件になっても50%ふえた。それが例えば100件のものが150件、50件ふえても50%、そこら辺って、やはり言い方次第で、市民の皆様、本当に今回僕もいろいろな市民の方々とも話をさせていただいて、すごく純粹であって、マスコミが書いたもの、発表したもの、インターネットに書かれているもの、そういったものに非常に敏感になってくださっているのはいいんですけども、それをうのみにしてしまう。先ほど議員というのは説明責任がと言われるのであれば、そういった表現というのは、余りにも僕は無責任ではないのかなというふうに感じますけれども。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 人それぞれ捉え方がありますが、大きな意味で市民の皆さんということでも話しておりますので、その辺のほど御理解よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、多分私も話をしても同じ回答しか返ってこないのかなと思うのであれなんですけど、先ほどから議会、市に対して市のほうの行政に対しまして、参考までに民意を明らかにすることが説明責任になると。きのうもいろいろと南部公民館でも話をさせていた

だきましたけれども、今回、こういうふうに住民投票になってしまった、1万3,000人以上の方が署名をされているという部分での確かに行政における説明責任、議会における説明責任、我々議員個々における説明責任というのは非常に不十分であったのかなというふうに思います。

ただ、今回、右か左か決めなければいけないもの、ましてや2分の1に満たないというときに、じゃ、投票に行かなかった2分の1、大多数の方々の意思というのは民意でないというふうにもとれるんですけども、そこら辺のちょっと説明をしてください。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の話ですけれども、民意というのは、投票に行くのも民意、投票に行かないのも民意でございます。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。きのう南部公民館でお話をしたときに、1番議員、康憲議員と一緒にいったことがすごくよかったかなと思うんですけども、昨日、1番議員である杉浦康憲議員のほうからも、市民の方、ここ4人おりましたので、お二方も覚えていると思いますけれども、康憲議員のほうから、中央公民館のことについて、いろいろ皆さん、意思があると。機能移転を早めていく、そういったことを進めていく一つの方向性、それから中央公民館の機能移転は高浜小学校がしっかりと完成するまで、そこまで残してほしいという気持ちの人もいます。中央公民館をずっと残してほしいと、高浜市から公民館をなくしてほしいよという意思もありますよね。それも民意だと思います。今回決めることって右か左かですよ。じゃ、50%以上の人が行かなかった場合に、そこら辺ってどういうふうに捉えるんですか。50%以上行かなかった人たちの個々の民意、いろいろな考えの方がいると思います。じゃ、そこら辺はまた住民投票なり何かやって、それぞれ全てを洗い出して参考にしていく、そういったこともやっていくということですか。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今の話ですけれども、あくまでも私どものほうは常設型の住民投票条例を持っています。これは前の市長が市民の言うことはしっかり聞かせていただきますよと、そういったことで常設型の住民投票条例を発議されて、それから全議員の方もそれに対して賛成をしております。それ以降、高浜市のほうもいわゆる自治基本条例だとか、それから議会の基本条例だとか、そういったものをつくってきておりますけれども、本来からいったら、そういったところで、この住民投票条例も見直す必要があったのかもしれませんが、今回は特に高浜で初めて住民投票を行うわけですので、その辺のところでもしっかり説明をさせていただいて、先ほど私も申し上げましたけれども、2分の1を超えれば問題ないわけですから、それを超えるように、私も投票率を上げるように努力をさせていただきますけれども、運悪く投票率が50%を超えなく

て不成立になった場合においても、投票していただいた市民の意思を確認することが今後の市政の運営の参考になると、そういうふうな形のことを思っていますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、全くお答えがよくわかりません、最後。市民のその少数の意思を明らかにするというふうに今言われましたよね。じゃ、投票に行かなかった方、先ほど例えを3つ挙げて、1番議員が昨日言われたようなことまで挙げて御説明をさせていただきましたけれども、行かなかった方々の民意というのは、いろいろな考え方がありますと言いましたよね。5番議員も先ほどからそれぞれ議員の中でも考え方だとか、議員としてのそういった部分でもそれぞれ違いがあるからというふうにおっしゃいましたけれども、市民の方々においても、それはあるわけですよね。そこら辺に関してはどういうふうに民意を明らかにして、参考にしていけるんですか。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もちろん50%いけば、そこで開票されることになるんですけども、もちろん投票しに行かなかった人、こちらのほうももちろん民意があると。その中で50%未満になったときに、その50%未満の中での投票していただいた方の意思を確認する、これがここを参考までに開票して、そこら辺を我々、市長、議会、関係者が参考にし、市政運営に役立てていこう、そういった考えのもとで条例提出させていただいていますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、先ほどから同じ答弁で、本当に参考までにということなので、全くちょっとよくわからないんですけども、先ほども13番、北川議員からも話がありましたけれども、少数とかの意見でも参考にして、今後市政運営だとか議会の議員がそれぞれの説明責任だとかに役立てるんだということでしたけれども、今回住民投票になったことで多分16人中16人の議員が反省をしている部分はすごくあると思います。今回、参考までに明らかにして、それがどういうふうに今後役立っていくというところが全くもって見えてこないんですけども、多分それ先ほどから北川議員のほうも言われていることなんですけども、多分聞いている方々も皆さん思うんですけども、どういうふうに具体的に役立っていくのかというのがちょっとわからないんですけども。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） それは議員1人1人も違うように、その投票においてそれぞれ考え方は異なってくると思います。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 質疑の途中ですが、堂々めぐりになっておりますので、暫時休憩をいたし

ます。再開は14時15分。

午後2時5分休憩

---

午後2時14分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（杉浦敏和） 質疑の内容が堂々めぐりをしているように思われます。質疑については、明確にお願いをしたいと思います。

それでは質疑に入ります。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 大変申しわけありません。

あと2点ぐらいになるかもしれませんが、今回、改正前、改正後、こちらを見ますと、「投票者の民意」というふうに書いてあります。

5番議員、6番議員、お伺いしますけれども、先ほどから、市民の皆様の声、民意を聞く、民意を明らかにする、それは確かに重要だと僕も思っております。多分ここにいる議員さんも、役所の方々、市長さんも初め、民意を聞くということは非常に重要なことだというふうには思っていると思います。ただ、1つ聞きたいんですけれども、市長さんもそうですし、私たち議員もそうです、一つのルールのもとにおいて民意の総意という部分でも、民意を反映するといった部分でも、私たちはそういった選挙において選んでいただいていると思っております。

で、伺うんですけれども、先ほどから、民意、民意と、民意が大事だというふうにおっしゃいましたけれども、本当に変なふうに捉えてほしくないんですけれども、民意というものが全て正しいというふうに考えてみえるのか、ここを聞かせてください。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今言われたみたいに、民意はそれほど大事かという話なんです。私は、民意は大事だと思っております。ただ、その民意にしてみたって、私の考え方と違う民意もあるわけです。例えば単純に言っていきますと、今回の長谷川議員と僕の場合でも、長谷川議員は市民センターの取り壊しに反対、私は市民センターの取り壊しに賛成です。なぜ、私が賛成議員になったかといったら、やはり市民がどう考えられるか、それから、今後、住民投票を935万円のお金をかけて、それで50%以上だったら開票するけれども、それ以下だったら開票しない、それだけのお金をかけてでもやる、だったら、その辺のところを十分考えて、どうしたらいいかというのを考えたときに、私は、参考までに開票したほうが今後のためにもいいじゃないかということが1つ。

それから、先ほども言いましたけれども、自治基本条例だとか、それから議会基本条例だとか、

そういったものについても市民の意思を確認するため住民投票を請求することができると、そういうようなことにもなっているわけですので、そういったことから言って、私は今回のこと、それから、今、ルールにのっとってという話がありましたけれども、私どもは別にルールを変えると、そんなことは今回の中には、参考までにということでやっていますので、今回は変わっていない。ただ、あけるか、あけないかということだけですよ、その辺のところは理解していただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） もちろん納税者である民意が一番大事だと思っております。その民意をいかにこの市政に反映するかが重要でございます。だからこそ、今、この条例を提出した次第でございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 最後にします。

民意、私も民意は大切ではないなんて思っておりません。民意は大切だと思います。ただ、自分たちは、やはり議員という職責をいただいているわけです。ときには、僕も後援会の方々とぶつかります。私の場合は、よく皆さんに、吉岡市長の地元で出ているからと言われます。でも、申しわけないですけども、市長ともぶつかったことも何度もあります。自分は別に、後援会の方々の意思のためにやっているわけでもなく、二池町から出ているから、例えば吉岡市長の言われたことを右から左へという考えも、毛頭ございません。やはり30年、40年後、50年後になったときに、ああ、あのときにこういった市長さんでよかったな、こういった議会の人たち、議員さんがいてよかったなど。なので、時には民意とぶつかることも当たり前だと思います。

民意、民意とさっきから言われて、いろんな意見、いろんな角度からの視点、それぞれあるという話であれば、ぶつかって当たり前と。民意が全て正しいとは、だから僕は思っていないくて、1つ例を挙げると、日露戦争に……

〔何事か発言する者あり〕

○3番（柳沢英希） ちょっと言わせてくださいよ。

当時、日本が戦争に向かっていったといったときでも、国民の中で、日清戦争に勝って、日露戦争もあって、いけいけどんどのそういった民意があったと。やはりその民意をとめられなくなってしまった。それをとめるのは誰かといったら、やはり選んでいただいている議員さんであったり、そういったバッジをつけている方々が、いろんな意見を聞いた中で、自分たちの中でしっかりそしゃくして判断する。それが私たちの仕事であって、ましてや今回、住民投票をやる中で、一つのルールがある。私たちも一つのルールの中で仕事をさせてもらっているわけです。

なので、今回、住民投票をやるというふうに進めていったのに、また変えていくというのもどうかと思えますし、参考までにと言われますけれども、必ずしもその民意が全て正しいというわ

けでもありませんので、時には間違っていることもある。逆に私たちが間違っているときもあります。なので、そういったところも含めて、やはり一つのルールの中でしっかりやっていくというふうに決めているのであれば、そのルールの中でやっていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） どうも民意という言葉に、言い方は悪いですがけれどもごまかされているような感じがするものですから、再度質問させていただきますけれども、この条例は、市民の総意を求めるためにつくられた条例であるわけです。その総意でもって、市長も、我々市議会も、そして市民も、決まったことを尊重しようということをやっているわけですね。これはもう理解していただけたと思います。

その中で、50%に満たなかった場合の民意を拾い上げて、それを見て、それを参考にするというお話ですがけれども、総意を尊重する、民意を参考にする、これ同じ条例の中にうたうということは非常に矛盾があるというふうに思います。特に目的に、総意をきちんと把握するためにこれをやるんだというふうなうたっているわけですから、その総意というのは何かと云ったら、先ほど来からずっと言っている、このルールに基づいて得られたものを総意と言っているわけですね。だから、あくまでこれは条例の改正の議案でありますから、条例上、これは非常に矛盾を感じるということであれば賛成するわけにいかないというふうに思うんですが、そのところはどのようにお考えでしょうか、いま一度お尋ねします。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 先ほどから何度も申し上げておりますけれども、確かにルール、開票することで、投票が成立していないにもかかわらず投票結果に市政が影響を受けてしまうことを防ぐため開票しないとか、市政に混乱を招くおそれがあるため開票しないとか、そういった考え方もあるかと思いますが、結果が変わるルール変更ではございません。そういったことよりも、現状の市を二分するような状況を勘案すると、市民や投票していただいた方への情報開示、市長や議会の説明責任を果たすためにも、開票することが必要だと考えております。

また、市長・議会・関係者なども、民意を確認することは市政運営に役立つものと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ですから、目的にうたわれていないところを求めるようになっているわけですよ、条文をいじることによって。それでは、この条例自体が成り立たないじゃないですか。ですから、やるのであれば、しっかりと第1条から全て見直しをかけてやっておくべきじゃない

んですか、私は思いますよ。

住民投票は決まりましたから、どういう結果になろうとも、我々議会、そして行政もそうだと思います、この住民投票においては総括をしなければならないんですよ、終わった後に。そうすると、そこで当然、この条例全てに対して、この条例で、今の時代にしっかり合って、それが市民の本当に総意を得て、我々にそれがきちんと参考になるような形で入ってくるようなものになっているのかということ、そこで改めて議論すべきことだというふうに思います。

でなければ、中途半端な形で、我々も同じような思いの部分もあるんですよ。同じような部分がありながらも、やはりやり方だとか、これを出すタイミングだとか、それから中身の問題であったりだとか、賛成がどうしてもできないというところが一番問題じゃないですか。議員提案にするんだったら、一人でも多くの議員、全員の議員の御承認をいただいて、しっかりとそれをもって市民のためにこのまちを動かしていくということが、本来、市議会が一体となってやっていくべきことじゃないんですか、私はそういうふうに思います。

一度、この条例は改正をされておりますので、改正される前に逐条が出ております。その中でも、やはりいろんな議論があったんだなということをかいま見ることができるんですよ。

例えば50%を超えた投票率であっても、51%とか52%という、要は超えても非常に低い、80%とか75%という、結構説得力がある数字だと思うんですよ、だけど、51%とか50.5%とかいうのは、果たして本当にそれが市民の総意かということは、ここでもいろいろと当時語られておったということがかいま見られるわけです。

そういったところも考えると、50%以下のものというは、さらにそういう不安を招くような事態に陥るような気がしてならない。ですから、民意として認めないわけじゃないんです。そうじゃなくて、総意として扱われる可能性があるから危ないというような部分で私は言っているわけです。

そういったところを、今、私、るる言いましたけれども、その辺のところを聞いて、一度、御意見を変えることがあるのであれば答弁をいただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 北川議員のお考えはわかりますけれども、先ほどから申し上げていますように、そういった北川議員のおっしゃることではなくて、我々はそういったことよりも、市を二分するような現状を考えると、市民や投票していただいた方への情報開示、市長や議会の説明責任を果たすためにも開票することが必要だと。また、市長・議会・関係者なども民意を確認することは市政運営に役立つと考えております。

そして、賛成議員皆さんがあればというのは、もちろんそれが理想でございますけれども、北川議員がおっしゃるのは理想論でございます、現実的には難しかったということでございます。

○議長（杉浦敏和） ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、北川広人議員。

[13番 北川広人 登壇]

○13番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、議案第66号 高浜市住民投票条例の一部改正について、市政クラブを代表し反対の立場で討論をさせていただきます。

まず初めに、議員提案にて議案を議会に上程するということに対して、提案者と賛成者に一言申し上げたいと思います。

議会で議決をしていただくために議案を議員みずからが上程する場合は、それまでの間に他の議員に対して提案理由と議案可決後の影響等を丁寧に時間をかけて説明するべきと考えます。特に先日の議会運営委員会においては、住民投票条例の一部改正について改正部分だけの発言しかなく、到底この条例の一部改正を可決に導こうとする態度ではなかったと言わざるを得ません。

真摯に全議員を前に提案理由や後の影響等をしっかりと説明し一人でも多くの賛同を得ること、議員提案であるならば、できるなら全会一致の賛同を得るべく活動していくことが議員としての本旨ではありませんか。可決に導く努力をしないで、議会運営委員会で提案し、この場にて上程するだけが目的としか見えない行動は、ただのパフォーマンスでしかないと言わざるを得ないと思います。

また、この条例には、第3条において、住民投票の請求及び発議は市民と市長と議会にもその権限がある旨をうたっております。つまり、我々議員とともに権利のある市長や市民の御意見をどこまで聞いて条例の一部改正を提案したのか、市長や市民に対して意見聴取をしていないのであれば、自己満足でしかないと言わざるを得ない。少なくとも私は意見を聞かれた覚えはございません。議員が議員提案をするならば、何度も言いますが、どこからも問題提起のないように慎重かつ丁寧に行うべきと考えるものであります。

ちなみに、過去私どもがかかわった議員提案の条例においては、当局や他の議員とは綿密な議論を交わして、市民の皆さんに対しては、市内各所において賛同議員全員でキャラバンをして御理解をいただいていたことをつけ加えさせていただきます。

次に、今回の議案の上程のタイミングであります。

この9月16日に住民投票請求を市長が受理して、9月20日には選挙管理委員会から住民投票の期日について確定の通達をされた中、本日の条例改正の議案上程では、まさに試合が始まってからのルールの変更というようなもので、理解がしがたい。全く残念なタイミングとしか言いようがない。ここからも、単なるパフォーマンスと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

先ほど言いましたように、本来、住民投票が決定した今であるからこそ、住民投票が終わった後にいかなる結果があろうとも、市議会として、しっかりとこの住民投票の総括をしていく

べきだと私は思います。そのときに、もし条例を改正する必要があるれば、しっかりした議論の上でやるべきだというふうに考えております。

次に、一部改正の中身であります。現条文の第23条において、「投票した者の総数が投票資格者数の2分の1に満たないときは住民投票が成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業を行わない」としています。つまり、住民投票が成立しないという意味は、投票率が50%未満である場合は、得票率のどちらかが多い、少ないという判断をしないという意味であり、成立すらしていないものを開票し、いたずらにその後の市政運営等に影響を及ぼすことのないようにすべきと考えるものであります。

市民は、いろいろな環境で生活をされています。そして、さまざまな思いがあると思います。特に今回の住民投票は多くの間違った情報等も流れ、既に中央公民館の取り壊しの是非かの域を大きく逸脱して考えている方も多いのではないかと思います。そのような中で、成立をしていない住民投票の開票をし、結果を公表することは、その結果のみがひとり歩きする可能性が高いのではないかと思います。

さらに、第25条にある「市民、市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければならない」の条文であります。ここでの「尊重する」という表現の意味は、それぞれの発議や請求権のある市長・議会・市民が政治的判断、政治的責任あるいはその行動について法的拘束力はないものの、住民投票の結果に近い結果を生み出そうということと理解をしております。つまり、市民にも結果を尊重することを条文にうたっていることを重く受けとめるべきで、成立していない住民投票の結果の公表は全く意味がなく、言われるような参考とすべき結果ではないと考えるものであります。

また、開票しなければ何のための投票か問われ、物心両面で徒労に帰しかねないとの意見も新聞紙上で言われておりますけれども、住民投票が成立し、成立した中で賛否を決定することが目的でこの条例は成り立っていることを忘れてはなりません。第1条に「この条例は市民の総意を市政に的確に反映し、もって公正で民主的な市政の運営及び市民の福祉の向上を図るとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする」と、はっきりと示されております。

ここで規定する市民の総意とは、投票率が50%を超えた場合をもって住民投票が成立したものとして、開票の結果については、有効得票総数の過半数をもって市民の総意とするものであります。全28条から成る高浜市住民投票条例のほんの一部をいたずらにいじるだけで整合性がとれなくなり、法的根拠が揺るぎかねない、条例自体が矛盾を起こしかねないとも考えるものであります。この住民投票条例の意義を全く理解していないと言わざるを得ない、これも議員として残念でなりません。

住民投票はセーフティーネットと言われる方もみえると思います。これは個人的な見解であり

ますけれども、高浜市がこの常設型の住民投票条例を持った意味の一つに、住民投票が議会の議決なしに一定のルールに基づいて請求でき、実施できる権限を市民にも持っていただいたのは、選挙で選ばれた市長や我々議員、これがしっかりと責任を持って市民のためにその職務を全うしていくという二元代表制による間接民主制における覚悟であるというふうに思っております。我々はこの住民投票にかかわる議案を幾つも議決をしてきております。それでも今回、住民投票が行われることになったことをしっかりと受けとめて、住民投票が成立していない結果の公表を求める前に、住民投票が成立するように市民の皆さんを投票行動に導く活動をすべきではないでしょうか。

るる申し上げましたが、反対という意見は市政クラブを代表するものですけれども、討論内容は個人的な見解であることもつけ加えさせていただきます。

最後になりますけれども、本議案は明らかに可決に導く気がない議案上程であると判断をさせていただいて、反対討論とさせていただきます。

〔13番 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 賛成討論を求めます。

6番、黒川美克議員。

〔6番 黒川美克 登壇〕

○6番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、私は本条例案に賛成の立場で討論させていただきます。

高浜市住民投票条例では、住民投票の成立要件として、第23条で「投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは成立しないものとする。この場合においては開票作業その他の作業は行わない」とありますが、この改正案では、2分の1に満たなくても、投票された市民の民意を明らかにするためにも、ただし書きで「参考までに開票作業を行う」とするものです。

高浜市の最高法規性を有する自治基本条例では、第14条で住民投票を規定し、「市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため住民投票を実施することができる」となっています。

また、高浜市議会基本条例においても、第15条で「市政運営上の重要事項について、市民の意思を確認するため住民投票を請求することができる」となっています。

自治基本条例、議会基本条例、いずれの条例においても、住民投票の目的は市民の意思を確認することとなっています。自治基本条例は、高浜市の最高法規性を有する条例であるということ及びそこに規定された住民投票は市民の意思を確認することが目的であるということが明記されていることを、しっかりと認識をする必要があると思います。

次に、住民投票は935万円もの公金を使って実施するという事です。公金を使って執行した

住民投票の結果を、2分の1に満たず投票不成立の場合においても開票することは、投票結果についての市民への説明責任、情報公開を全うする観点からも欠かせないと考えます。

特に今回の住民投票は1万3,313人の署名が集まり、市民から住民投票が請求されたものです。その重みをしっかり受けとめ、投票していただいた市民の意思をしっかり確認し、次に生かしていくことこそが信頼される市政につながると考えております。

もちろん、2分の1を超える投票率を目指し、私も市民の皆様に語りかけますが、不成立になった場合においても、投票していただいた市民の意思を確認することが今後の市政運営の参考になることは間違いのないと思います。

繰り返しになりますが、市民の意思を確認するため、説明責任・情報公開を全うするため、公金を無駄にしない、以上3点の理由から、投票率が2分の1未満であった場合においても開票し、その結果をきちんと市民に知らせていくことの重要性を御理解いただき、どうか議員各位の賛成をお願いいたしまして、討論とさせていただきます。

〔6番 黒川美克 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号 高浜市住民投票条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦敏和） 起立少数であります。よって、議案第66号は否決されました。

---

○議長（杉浦敏和） 日程第4 意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番、幸前信雄議員。

〔8番 幸前信雄 登壇〕

○8番（幸前信雄） 御指名をいただきましたので、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）につきまして提案説明をさせていただきます。

なお、案文の朗読をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく申し上げます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた、子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は、9年間で2万8,100人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,040人の定数改善を盛り込んだ。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。さらに、政府予算においては、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための525人の加配措置にとどまるとともに、教職員定数全体を子どもの自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、たいへん不満の残るものとなった。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、貴職においては、平成29年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月30日。高浜市議会。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、よろしく願いいたします。

〔8番 幸前信雄 降壇〕

○議長（杉浦敏和） これより質疑に入ります。

質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

賛成討論を求めます。

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見案第3号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、意見案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦敏和） 日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の報告についてを議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務建設委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

[総務建設委員長 柳沢英希 登壇]

○総務建設委員長（柳沢英希） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る7月20日より22日までの3日間、香川県高松市、徳島県上勝町、広島県尾道市を視察いたしましたので、その概要を御報告させていただきます。

まず、初日である20日は、香川県高松市役所と丸亀商店街において、コンパクト・エコシティの取り組みについて視察をさせていただきました。

丸亀商店街は、再開発が行われるに際し、行政主導ではなく、その商店街の住民が、自分たちが年をとったときにどんなまちに住んでいたいのか、この先、500年祭も行えるように地元コミュニティを生かし、動いたこと。また、商店街の土地を定期借地権による一括借り上げ方式によって地権者の理解を得て商店街を商業スペースや交流広場などをベースとし、上部にイベントなどが行えるコミュニティスペース、さらに高齢者が入れる住宅まで整備し、さらに自治医科大学の協力を得て常駐の医者3名と外来の医者4名を確保し、診療所も併設し、まさしく歩いて暮らせるまち丸亀商店街をつくり上げました。

自分たちが住みたいと思えなければ人が集まることもない、商店によっては職種をも変えた店主の方もみえました。まちの将来を見据え、月日はかかりましたが、行政に頼らず、住民の地域に対する熱い思いとコミュニティを生かし、しっかりと目標に向かって進めてきたことが、国内でもコンパクトシティのまちづくりにおいて数少ない成功した事例である。高浜市でも、小学校区単位でのまちづくりに取り組んでいるので、参考にすべき点がありました。

21日は、料理に使用される「つまもの」である葉っぱをコミュニティビジネスとして全国に名を馳せ、また、ゼロ・ウェイスト宣言をしている上勝町へ視察に行っていました。

上勝町は、高齢者が多いまちで、林業とみかんづくりが主要産業でありましたが、昭和56年の異常寒波によって大打撃を受け、そこで行き着いたのがコミュニティビジネスであり、葉っぱビジネスでありました。

スタート当初は4軒でスタートしたこのビジネスも、現在では200軒の農家が参加し、年間の売り上げも2億6,000万円まで成長し、累積50億円にまで達するとのことでした。仕組みにおいても、現在ではタブレット端末を導入し、今後は健康管理まで行えたら新たな分野につなげようという考えまで知ることができました。

また、ゼロ・ウェイストの取り組みにおいては、焼却施設がなくなった経緯もありますが、NPO法人が中心となり、住民が理解、協力し合い、まずはリデュース、必要以上のものは購入しないことを基本とし、みんなでリユースを進め、また、高浜市以上に34種類もの分別、それぞれの容器をリサイクルするに当たり、キログラム当たり幾ら費用がかかるのか、また、古紙や雑紙に関しては特典付きのポイントカードを活用するなど、さまざまな手法を用いてリサイクルに努めてみえました。

翌22日は、尾道市で行われている市民プロジェクトであります空き家再生を視察させていただきました。

この取り組みは、尾道市の町並みを愛する方々によって、うまく空き家を活用しながら観光資源にもつなげている取り組みで、まだまだ全ての空き家を活用し観光資源などとして残すまでには至っておりませんが、多くの人を介し、仲間うちで改修をし、宿泊施設として。また、海外のアーティストの協力をいただき活用したり、また地元のお店として活用したりと、不便さ、不自由さを逆に楽しんでみえる活動でありました。

今回視察で訪れた3カ所とも、自分たちで地域を何とかしていこう、よくしていこうという気持ち、自助・共助の大切さを再認識させられる視察となりました。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては、議会事務局に資料がございますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 柳沢英希 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、北川広人議員。

13番、北川広人議員。

〔福祉文教委員長 北川広人 登壇〕

○福祉文教委員長（北川広人） 議長の御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の閉会中の継続調査申出事件について御報告申し上げます。

去る8月1日より3日までの3日間、埼玉県吉川市、東京都荒川区、埼玉県和光市に視察をしました。

吉川市は、面積は31.62平方キロ、人口は7万1,000人です。視察した吉川美南小学校を含むエリアは、JR武蔵野線吉川美南駅に隣接し、都市再生機構等が土地区画整理事業により計画的に開発を行った新市街地で、近くに公共施設が全くなかったため、前例である吉川小学校の複合化事例を踏まえ、美南小学校を整備したということでもあります。

複合化する施設は、事前に庁内に照会をし、希望があった施設を整備し、除外をした施設はなく、議会からの要望等もなかったとのことでした。

生徒数は、開校当時452名、平成28年では778名となっていて、来年は児童数が約200人ふえるということでありました。学校敷地面積は1万7,718平方メートルで、駐車台数80台、うち40台が教職員用とのこと。

今回の整備に当たっての事業方式はプロポーザル方式。事業費は、学校施設が約21億円、総事業費は、土地購入、外構工事を含め約38億円となっております。補助金として、学校施設部分は学校施設整備補助金及び環境改善交付金。複合化施設は、空間施設整備交付金と県からの補助金を活用。工事期間は1年7カ月とのこと。美南小学校の整備に当たっては、平成14年に小学校を建てかえた吉川小学校を参考とした。基本的に同じ設計とすることにより、設計や整備コストを抑え、建設期間の短縮も図ったとのことでした。

施設配置のポイントは、建物の1階に複合施設、2階以上に学校施設を配置しているところで、階層で配置することにより、階段の扉を閉めることで一般利用者と学校とを区別し、セキュリティを確保している。2階、3階は普通教室や職員室が配置され、1階の複合施設には地区公民館及び学童保育室、就園前の子供と保護者が利用する子育て支援室、高齢者が利用するふれあい広場となっている。また、児童が授業で利用する音楽室、家庭科室、図工室等の特別教室が配置されている。1階の複合施設は、地区公民館が全て管理していて、音楽室や図工室といった特別教室を使用する場合は、学校側が公民館側に利用の申し出をしている。ただし、原則学校側の利用が優先されるとのことでした。

公共施設を建物の1階に配置することにより、市民と学校との共有スペースを確保している例でありました。

また、セキュリティを確保するために、1階から2階への階段に、上に上がれないように管理扉を設置しているとのこと。児童が帰宅した後、教職員がこの扉を閉め、一般利用者が学校施設へ入らないようにしている。1階の特別教室等の利用可能時間帯に合わせ、扉を閉鎖しているところもあるとのことでした。

また、施設の形状がロの字型で、中庭を中心に回れるようになっており、どこからでも1階の中庭の様子を見渡すことができる。また、体育館側も多目的室から見えるようになっており、ロの字にすることでセキュリティの向上につながっている。そして、駐車場に設置してあるカメラを含め、施設内には全部で4台の監視カメラが設置されており、公民館事務所と職員室で学校

側、公民館側それぞれ監視できるようになっている。さらに、多目的室については、将来の児童数の増減に対応できるようにスケルトン方式としており、柔軟に対応できるような構造にされている施設でございました。

8月2日には荒川区にお邪魔をして、子どもの貧困対策についての視察を行いました。

荒川区は、総面積10.16平方メートルで人口21万人を超えるという中、年少人口も2万5,000人弱という自治体であります。荒川区では、100%区出資で設立された公益財団法人荒川区自治総合研究所があり、区長の思いである「区政は区民を幸せにするシステムである」を区政のドメインとして、「区政の究極の目的は、区民の皆様の幸せの実現であり、区では、区民を幸せにするシステムとして、組織的かつ系統的な行政サービスを通じて幸せをふやし、不幸を減らす取り組みを進めていくことにより、誰もが真に幸福を実感できる温かい地域社会を築くことを目指している」とのことでした。総合研究所においては、そのシンクタンク機能を十分に発揮し、さまざまな調査・研究を進めているとのことでした。

平成21年5月に子ども貧困問題検討委員会の設置から、同年10月には子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクトをスタートし、平成22年3月には中間報告書の公表、5月には荒川区子どもの貧困・社会排除問題対策本部を設置。平成23年8月に最終報告書を公表し、検討部会の設置、11月には子どもの貧困の早期発見のための情報共有に関するプロジェクトチームを設置してきたということです。

最終報告書の特徴は、中間報告書での42の事例をケーススタディーとし、至るリスクと決定因子及びそのプロセスを明らかにしてきた。興味深いのは、研究所から出された「子どもの貧困のリスクと決定因子」であり、子どもの貧困のリスクを抱えた家庭に決定因子が組み合わさることで発生すると位置づけたところであります。

また、研究所からの「荒川システムの提言」では、リスクを持った世帯のシグナルを早期に発見し包括的にリスク軽減の方法を提供することで、子どもの貧困・社会排除の状態に至ることを回避し、リスクと決定因子の両方を持っている世帯に対しては、子どもの貧困・社会排除の状況から離脱、自立生活への移行へ導くとしているとのことでした。

平成27年度からの「子どもの居場所づくり事業」に関しては、俗に言う子ども食堂やホストステーションのイメージでボランティアが活動してくれているとのこと。区にボランティアの申し込みがあったり、区からの働きかけからであったり、きっかけはそれぞれであるので、高校生が多いところやDVを中心に支援しているところなど、各種団体の特徴が顕著に出ているとのことでありました。

対象は小学1年から高校3年まで、週に1回以上の定期的な事業実施と月1回以上の区への報告を義務づけています。また、一回1万5,000円と、子供1人につき500円の加算を区が補助しているとのこと。内容は、食事の提供や宿題を見てあげる、団らんを楽しむ、討論会や入試や就職

のための模擬面接をしているところもあるとのことでした。

なお、国の生活困窮施策のメニューにある生活困窮世帯やひとり親世帯の子供への学習支援は、子どもの居場所事業に包括的に組み込んで実施しているとのこと、しっかりとカウントできる人数だけを補助対象として報告しているとのことでした。

8月3日には和光市を視察させていただきました。

午前中は、「高齢者福祉センターゆうゆう」の施設見学をしました。この施設は、社会福祉協議会を含む3法人で運営されております。指定管理は社協が担っているとのこと。市内の60歳以上の方なら誰でも利用できる施設で、市内巡回バスが朝夕2回・2コースで送迎していて、週6日、午前9時から午後4時まで開館し、1日150人ほどの利用がある。社協職員14名で仕事は回しているとのことでした。また、登録サポーターは50名ほどいて、さまざまなスキルを発揮していただいているとのことでした。

内容は、要支援1、2の方々のための通所事業（デイサービス）と、介護予防の総合的なモデル拠点として運営されているが、介護サービスの卒業後の受け皿として総合事業を担い、機能しているとの話でありました。ちなみに卒業式も行っているとのことでした。

和光市は、指定管理に関しては、社福も企業も対象となる事業者には全て公平で高潔な判断をもって対処するので、社協といえども特別な感覚はなく、下手なプレゼンテーションでは指定管理を落とされてしまうので、いつも勉強して課題の抽出や新しい取り組みを余儀なくされる。福祉に厳しい自治体だからこそ、やりがいもあるし、社協プロパーもしっかり育っていくとの施設長のお話も伺えました。

午後からは和光市役所に移動し、保健福祉部の東内部長から介護予防事業の取り組みについての説明を受けました。

和光市は、面積11.04平方メートル、人口8万人余りで、高齢化率は16.9%という自治体であります。東内部長においては、国において社会保障改革が目指すものは、全ての方がより受益を実感できる社会保障制度へ変換していかなければならないという方向性である。そこで必要なことは、まさに地域包括ケアシステムである。今後は、高齢者ケアの生活課題が増大し、単独世帯の増大、認知症を有する者の増大が見込まれ、介護サービス・医療サービスのみならず、見守り等や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援などさまざまな支援が切れ目なく提供されることが必要となる。しかしながら、現状では、それぞれの提供システムは分断され、有機的な連携が見られない。そこで、地域において包括的・継続的につないでいく仕組み、地域包括ケアシステムが必要と話されました。

和光市では、まず、日常生活圏域ニーズ調査を3年かけて個別記名式で実施し、地域の課題や必要となるサービスの把握と分析を行い、地区別高齢者数や率を把握し、調査から見てきた住まい形態や認知症リスク等の課題の見える化を進めてきたとのこと。そして、ここから介護保険

事業計画の基本方針を定めました。第6期では、まさに実行機能計画にし、これが「我がまちのグランドデザイン」として計画されたとのことでした。

これは、基本の方針なのだから、念仏のようなお題目を定めるのではなく、実際に何をして、どのような効果をつくるのかを定めなければ意味がないとのこと、その方針で定めたとお話でありました。

また、和光市の市町村特別給付と一般高齢者施策は、「在宅の限界点を高める施策」としてやっているとのこと、特に日常生活支援総合事業に移行させる場合は、本人、家族の合意形成が最も重要であり、モデルを見せて進めることが大事。特にコミュニケーションをしっかりとることを勧められました。

さらに、コミュニティケア会議を、情報共有・決定の一番重要な会議として位置づけ、2週間に1回開催しているとのことでした。

和光市では、平成30年（第7期介護保険事業計画）のイメージを既に模索していき、各種ケアマネジメントの一元化で、中央コミュニティケア会議を設け、その中に、高齢者部会・障害部会・こども部会・生活困窮部会を位置づけ、さらに医療、住居、福祉・保健・権利擁護、多様な地域生活支援サービスをまとめ上げるイメージとなっておりました。まさに福祉丸ごとといったイメージでありました。

以上が調査の概要であります。詳細につきましては、議会事務局に資料がございますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

---

○議長（杉浦敏和） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。

市長、挨拶。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 大変お疲れさまでございました。

平成28年9月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月2日から本日30日までの29日間にわたり、私どものほうから提案をさせていただきました諮問1件、同意1件、議案14件及び認定8件につきまして、全案件とも原案のとおり御意見、御同意、御可決あるいは御認定を賜り、報告2件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。御審議の過程でいただきました御意見・御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていただきます。

なお、このたびの議会におきましては、議案の撤回により議事運営に支障を与えるとともに、

議員各位に大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦敏和） これをもって、平成28年9月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る9月2日開会以来、本日までの29日間の長期間にわたり、議員各位には終始御熱心に審議をしていただきまして、まことにありがとうございました。

本日ここに、その全案件を議了いたし、閉会の運びとなりましたことに対し厚くお礼を申し上げます、閉会の言葉といたします。

午後3時5分閉会

---